

電氣通信省設置法

電氣通信省設置法

目次

第一章 總則（第一條―第六條）

第二章 内部部局及び地方機関（第七條―第二十八條）

第一節 内部部局（第七條―第二十五條）

第二節 地方機関（第二十六條―第二十八條）

第三章 外篇（第二十九條―第四十四條）

第一節 汽船（第二十九條―第三十八條）

第二節 航空保安（第三十九條―第四十四條）

第四章 附則（第四十五條―第五十一條）

第五章 職員（第五十二條―第五十三條）

第六章 雜則（第五十四條―第五十六條）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範圍及び權限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めるとを目的とする。

（定義）

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を伝え、又は受ける一切の手段を設置し、運用を決定し維持すること。

二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の裝置等建物の内部に所在

- し、又は建物による保護を要する電気通信装置及び設備
- 三 屋外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電気通信装置及び設備
- 四 電気通信設備 電気通信業務を行つたため整備すべき業務用機器、その他及これらに附随するもの等一切の物的設備
- 五 電気通信活動 電気通信業務の設定及び電気通信設備の管理に必要な設備、経営及び運用に關する電気通信省の一切の機能
- 六 施設設備 私設の電話交換装置、電信又は電報の端末装置、模写電信装置、無線局（送信及び受信を含む。）その他電気通信設備であつて電気通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。
- 七 増設電話交換系 同一建物内の数箇の部屋からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の数箇の建物からなる事務所若しくは住宅内の電気通信業務の用に供される私有又は電気通信省所有の交換設備及びを含むもの。

- 八 電気通信系 個々の装置を一体的に組み合せ、一の電気通信業務を行つて得る系統にするよりを一切の設備の組み合せ。特定の用例をしない限り電気通信省の運営するものという。
- 九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電気通信省以外のかかる個人又は機関も等に責任を有しないもの。
- 十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあることを認められた電話

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

十二 無線局波設備 無線電信、無線電話その他電波設備毎秒一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備（ケーブル放送設備並びに無線式及び四線式線路搬送設備を除く。）及びこれに助告を與え、その際のある電波を発射する設備

十三 無線局波設備 無線局波設備とその運用及び操作に必要な要員を附したる施設

十四 局波設備 無線局波設備に使用し又は無線局波設備から發生する電波又は電流の局波設備

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設（一層着陸機を含む）及びこれに附するもの。

（設置）
三條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條の二

第二項の規定に基づいて、電氣通信省を設置する。
2 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

（電氣通信省の任務）

四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務（地方的のものを含む。）を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

一 電氣通信業務

二 電線管理業務

三 航空保安業務

電氣通信省は前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる。

電氣通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらしうにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並に業務運営に最高度の能率を発揮するよう努めなければならない。

ばならない。

（無線通信者の種別）

第五條 無線通信者は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる種別を有する。

- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、叶ふ施設等を設置し、及び管理すること。
- 三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な乗務用具、研究用資料、事務用品等を調達すること。
- 四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 五 郵政公営員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところに従い、職員の出発、賃金その他の職員の身分に関する措置をすること。

六 郵政公営員法その他の法令に抵触しない範囲で、職員の給与、勤怠時間その他の勤務の條件を定めること。

七 政府職員に對する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害の賠償をし、又は損害の賠償を受けること。

十二 無線通信者の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は
電話番号簿その他の電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務
を行うこと。

十六 電氣通信取扱局（分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵
政局を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定
めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊頼信紙等の用品
を調査し、及び買取りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條
第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行うことを
小和と認めるものを部外の研究機関に委託すること、並びに政府機
関、個人又は会社その他の団体の委託により電氣通信技術に関する
基礎的研究又は實用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供

する私設電氣通信系を建設し、及び保存すること。政府機関、個人
又は、会社その他の他の団体からその専用設備を買収すること、並びに
電氣通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する
契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の
遂行に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外国の政府その他の機
関又は会社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の運用上
の諸事項、料率等について、協議的取極を商談し締結すること、並
びに契約の決定に従い、その料金を徴収し、又は増徴すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴収し、所掌事務の遂
行に必要な支拂をし、並びに支入及び支拂に關する報告及び會計の
方法を定めること。

二十三 政府機関、個人又は全社その他の團體によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に對する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行うべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範圍において、電波の管理に關する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波數標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び試験検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検査をし、及び免許を與え、取り消し、又は停止すること。

三十一 委託により、無線用水晶片及び周波數測定器具を校正すること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に屬させられた権限。

(郵務の委託)

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に屬する事務の一部を郵便局に行わせることが経済的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電氣通信省は、委託した事務の範圍において郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第七條 電氣通信省（外局を除く。）に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

総務長官官房

(業務部門)

周知調査局

計画局

管業局

運用局

國際通信部

業務総務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設総務室

(事務部門)

人事課

経理課

電氣通信研究所

- 2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要は部を置くことができる。
- 3 第一項の研究部には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。
- 4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。
- 5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

第八條 電氣通信省に総務長官一人、理事二人、並びに研究所及び部に、

- 1 研究所長及び部長を置く。
- 2 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 3 理事は、総務長官を助けうち一人は業務部門の、他の一人は庶政部門の各部署を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 4 研究所長は、総務長官を助け研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その部署の業務についてこれを指揮監督する。

（大臣官房の業務）

- 第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
- 二 公印を制定し及び管理すること。
- 三 公文書を授受し及び発送すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 法令案の審査をの他法律に關すること。
- 六 一般会計の予算、決算等の取まとめに關すること。
- 七 部署の設置及び廃止に關すること。
- 八 国会との連絡に關すること。
- 九 歩外事務に關すること。

十 監察を行うこと。ハ総務長官官房において行うものを除く。

十一 葬儀に關すること。

十二 他の部局の所掌に属さない事務に關すること。
(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公文書の整理をすること。
- 二 公文書を編纂し、及び保存すること。
- 三 法令案の審査その他法律に關すること。
- 四 監察を行うこと。

- 五 職員の訓練の基本的計画に關すること。
- 六 経費分析に關すること。
- 七 他の部局の所掌に属さない事務に關すること。

馬知事官房の事務

第十一條 馬知事官房においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信業務の切替、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画を
設定し及び実施することハ國際通信部の所掌に属するものを除く。
- 二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に關すること。
- 三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び回答すること。
- 四 馬知事官房を編纂し、及び発行すること。
- 五 第十二條第一号に掲げる計画の差違となる現在及び將來の通信需要を調査すること。
- 六 電氣通信業務に關する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析することハ國際通信部の所掌に属するものを除く。
- 七 料率及び料金を調査し、及び整理を發見し、及び開示すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に關し、電

氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(計画局の事務)

第十二條

計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十一條第五号に掲げる調査及び第十五條第一号に掲げる計画案に基き、公衆の通信需要を充足するに必要な回線、電気通信取扱局、その局舎及びその局内設備、加入者、公衆電話所、簡易公衆電話所、電話區画、交換方式及び通信方式等に関する長期及び年度擴張改良計画を設定すること。但し電気通信取扱局に関する計画については、施設部門の所掌に属する事項を除く。
- 二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。
- 三 政府機関、個人、又は会社その他の団体の専用に供する電気通信設備の計画を設定すること。
- 四 電気通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電気通信設備の全部又は一部の計画を設定すること。

五 第一号に掲げる年度擴張改良計画の実行計画を実施する措置をすること。

六 電信法（明治三十三年法律第五十九号）第三條及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。

七 業務部門の用に供する土地建物の建設、修繕、購入又は借入の計画案を作成し施設局に送附すること。

八 業務部門の用に供する土地建物であつて、不要となり又はその保持が経済的でなくなつたものについて、その処分をする計画案を作成し、経理局に送附すること。

九 前各号に掲げるものの外、電気通信設備の計画に関し、電気通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(営業局の事務)

第十三條 営業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に関すること。
 - 二 前條第三号の計画に基く専用電氣通信設備の使用に関する契約又は協定をすること。
 - 三 有線私設設備（搬送設備を含む。）の建設、装置、保存及び運用に関する業務上の條件、方法及び手続並びにその許可（承認を含む。）及び監督に関すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波庁と協議すること。
 - 四 私設設備を電氣通信系に接続することに関する業務上の條件、方法及び手続を定め、接続を承認すること。
 - 五 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること。
 - 六 陸線、管路、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、及び運用する政府機関、個人又は会社その他の団体とこれを共同に使用することに関し、業務上の條件を定め、及
 - 七 電氣通信取扱局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定め、及
 - 八 電信電話の営業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。
 - 九 電信區画を設定すること。
 - 十 電信電話に関する料金を徴収すること（國際通信部の所管に属するものを除く。）。
 - 十一 電話番号簿等を賣りさばくこと。
 - 十二 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について営業上、郵便局を指揮監督すること。
 - 十三 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の営業上の事項に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- （運用局の事務）
- 第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電氣通信設備を運用し及び通信をせよすること。
 - 二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信のせよを監督する

こと。

三 電気通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の国内電気通信設備の全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電気通信省の所掌事務について運用上、郵便局を指揮監督すること。

五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。

六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送附すること。

七 事業計画の変更に伴い又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送附すること。

八 前各号に掲げるものの外、電気通信設備の運用に関し、電気通信

省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信部の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際電氣通信に關する需要を充足するための計画案を作成し、計
画圖に送附すること。
- 二 國際電氣通信業務を行い、及びその設備を運用し、及びその取扱
條件を定めること。
- 三 政府機関、個人又は会社その他の團體の専用に供する國際電氣通
信設備を提供し、運用し、及び管理すること。
- 四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する情
報を發表し、及び周知させること。
- 五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し外
國の政府その他の機関又は会社と結ぶ協定案を作成すること。
- 六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機
關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

七 電氣通信省に委任されたときは警察用、航行用、氣象用、海岸局
用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用する
こと。

八 國際電氣通信業務に關する料金を徴収すること。

九 關係部局と協議し又はその要求に基き國際電氣通信に關する條約
案、協定案その他の法令案を作成すること。但し、電波、及び航空
保安の所掌に關するものを除く。

十 國際電氣通信連台との連絡に關すること及び電氣通信業務に關す
る國際的委員会、連台會議その他の類似の會議に代表者を派遣するこ
と。但し、電波、及び航空保安の所掌に關するものを除く。

十一 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版、その他對公衆關
係の計画を設定し、及び実施すること。

十二 前各號に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し電氣通信省
の権限として法令の定める事項を處理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二條第一号の擴張改良計画並びに第十八條第一号の施設の保存及び取替に関する工事計画に基き、電気通信施設の長期及び年度の工事計画を設定すること。

二 第十二條第一号の擴張改良計画の基礎となる技術規準、電気通信設備の建設及び保存に必要な技術規準並びに機器、物品、素材及び装束の仕様を定めること。

三 第一号の施設工事計画に基いて物資の所定量を算定し、資材局に送附すること。

四 電気通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に関する要求を作成し、それぞれの所管部局に送附すること。

五 電気通信用建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。

六 施設部門の各部局の予算案及び第十二條第一号の擴張改良計画の設定(需要の調査を含む。)に関する業務部門の關係局の予算案を取りまとめ総理局に送附すること。

七 予りか成立した場合、上官の定めたる実行線編成方針に基き、前者の各部局と協同して、半年期別の成立予算実行計画案を作成し、総理局に送附すること。

八 事業計画の変更に伴い又は総理局の財政上の報告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、総理局に送附すること。

九 電気通信系において運用中の電気通信設備の現場調査を行うこと。

十 電気通信研究所の協力を得て、新しい電気通信方式及び器材の商用試験を行うこと。

十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約条件と照合して、検査すること。

十二 無線、管路、有線回路、無線回路等の設備について、これを
類似の設備を所有し及び運用する政府機関、個人又は会社その他
の団体と共同に使用することに關し、企画し及び必要な処理を
すること。

十三 電氣通信系に接続する該設備の工事設計、装置及び保存
の規準を制定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、
海岸局用、政府諸機関用の國內又は國際電氣通信設備の全部
又は一部を設計すること。

十五 有線私設設備（搬送設備を含む）の建設、装置、保存及び
運用に關する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれ
を監督すること。但し、無線局設設備に關するものについては、
電波庁と協議すること。

十六 電氣通信技術に關する國際的委員会、連合會議その他類似

の會議に代表者を派遣すること。但し、電波庁、航空保安庁及
び電氣通信研究所の所掌に關するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に關し、外國政府その他
の機關又は会社と協定条を作成すること。

十八 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の標準、工事計画、
資料の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法
律の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 第十六條第一号の施設工事計画に従い、電気通信設備を準備し、建設し、及び設置し、並びに施設局から指定する取替工事をすること。

二 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電気通信設備を建設し、及び設置すること。

三 電気通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

四 電気通信設備の建設及び保存に関する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五 電気通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、以府諸機関用等国内又は國際電気通信設備の全部又

は一部を建設すること。

六 前各号に掲げるものの外、電気通信設備の建設に関し、電気通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（保全局の事務）

第十八條

保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の保存及び取替に関する長期及び年度の工事計画を設定すること。

二 第十六條第一号の施設工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替へ、建設局の所掌に属するものを除く、修理し、及び修繕すること。

三 私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機関、法人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信者に委任されたときは、警察用、航行用、気球用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に関し、電氣通

信者の権利を侵害しないこと。

(資材局の事務)

第十九條

資材局において、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 關係部局及び個人、又は社その他の團體の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。
- 二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し及び配給すること。
- 三 倉庫を設置し、及び管理すること。
- 四 關係部局と協賛の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。
- 五 事務用品の仕様を定め、並びにその改良について調査し、及び考案すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保存に必要な機器、物品及び素材に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建築部の事務)

第二十條

建築部において、左に掲げる事務及びその範囲において第二十五條に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設局及び人事局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附設備(以下不動産という)の工事設計し、及び施工すること。
- 二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借入し、交換し及び不動産の貸附を受理すること。
- 三 不動産に関する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。
- 四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

一 総務室の事務

第二十一條

業務総務室においては業務部門の各部局の所掌に属する事項に關し、施設総務室においては施設部門の各部局の所掌に属する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
- 三 各部局の提出する職員の給与、身分等に關する意見及び資料を取りまごめ、人事局に添附すること。
- 四 各部局の定員に關すること。
- 五 各部局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案を取りまごめ、人事局に添附すること。
- 六 各部局の要求に基いて、職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設法の計画を作成し、人事局に添附すること。
- 七 各部局の収集した統計及び資料を取りまごめ、分析し、及び保存すること。
- 八 業務部門各部局の業務の遂行に必要な機器、物品、素材等に關する要求案を取りまごめ、資材局に添附すること。
- 九 所掌事務に關する法令、諸規程及び指針を立案し、及び実施すること。
- 十 所掌事務に關する基準、標準実施方法、及び取扱手続を作成すること。
- 十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。
- 十二 所掌事務の遂行に必要な予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
- 十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

（人事局の事務）

第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
 - （一）職階及び任免に関すること。
 - （二）給與、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
 - （三）職務規律、分限及び懲戒に関すること。
 - （四）勤務成績の評定及び記録に関すること。
 - （五）人事記録の作成及び保管に関すること。
 - （六）公務病病に対する補償及び恩給に関すること。
 - （七）職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。
- 二 職員の苦情の処理に関すること。
- 三 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
- 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 六 國務部の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。
- 七 電氣通信省共済組合に關する法令の執行に関すること。
- 八 所部の職員を訓練すること。
- 九 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年毎及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
- 十 專業計画の変更に伴い又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送附すること。
- 十一 職員の訓練に關し、各部局に対し必要な勧告をすること。
- 十二 職員の職階、能率、勤務條件等に關する調査をし、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限とし
て法令の定める事項を処理すること。

（総理局の事務）

第二十三條 総理局においては、電氣通信事業特別會計に關し、左に掲
げる事務をつかさどる。

一 関係部局の作成した予算案の取りまとめ、及び意見を附して總務
長官に上申すること。

二 関係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見
を附して、總務長官に上申すること。

三 前号の実行計画案が決定した場合は、これを関係部局に通報する
こと。

四 決定された実行予算の実施を監視すること。

五 財政、金融、經濟事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し
予算の実行に關し他の部局に必要な勧告をすること。

六 會計に關する一切の決算をすること。

七 収入及び支出の精算及び出納をすること。

八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

九 會計制度の研究をすること。

十 會計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

十一 原簿計算に關すること。

十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

十三 契約手続を定めること。

十四 各部局の契約等の計画を取りまとめること。

十五 支拂計画を設定し、及び関係部局に通知すること。

十六 專票の受拂処理をすること。

十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産
の管理の責任を有する職員に対する會計監査をすること並びに總務
課又は補助課長の仕譯記入の確認をすること。

十八 小切手及び國庫金派替の認証をすること。

十九 會計及び財政に関する統計を作成し、並びに電氣通信省の所管事務に関する統計の基本計画を設定すること。

二十 電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。

二十二 所部の職員を訓練する。

二十三 前各号に掲げるものの外、財務、會計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(電氣通信研究所の事務)

第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(方式実用化部)

一 電氣通信方式(装置を含む。以下本條中同じ。)の実用化(研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。)並びに現場試験を行うこと。

二 前号の実用化に關し新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要なる実施規程の草案を作成し、施設局に送附すること。

三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送附すること。

四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送附すること、並びに試験装置の実用化を行うこと。

五 電氣通信方式に關し、その製造業者に必要なる技術的資料及び助言を與へること。

六 第五條第十八号、第二十号に從い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機關に委託すること。

七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

(器材実用化部)

八 電氣通信局器材に關し、第一号から第七号までに掲げた事務に相当する事務を行うこと。

(基礎研究部)

九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の發達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに關連する科学分野において行うこと。

十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を、外部の研究機關に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

(特許出版部)

十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に關する特許権及び実用

新案権の取得、実施及び調査に關すること。

十二 研究所の運営に必要な圖書、出版及び周知に關すること。

十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業務を行うこと。

(事業部)

十四 研究所の所掌事務に關する機密に關すること。

十五 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、総務局に送附すること。

十六 事業計画の変更に伴い又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送附すること。

十七 研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を購置し、出納し、及び保管すること。

十八 研究所の管理に属する土地、建物及びこれに附帯した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送附すること。

十九 電気通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し及び管理すること。

二十 電気通信技術の調査及び研究に関する国際的委員会、連合会議その他類似の会議に代表者を派遣すること。但し、電波庁及び航空保安庁の所掌に属するものを除く。

(その他)

二十一 前各号に掲げるものの外、電気通信技術の調査及び研究に同じ、電気通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(各部署の共通事務)

第二十五条 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで、及び前三條に掲げる事務の外、各々その所掌事務の範囲において、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 二 予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
- 三 統計及び資料を収集し、及び分析すること。
- 四 職員給与、身分等に関する意見を提出すること。
- 五 職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 六 職員の定員に関すること。
- 七 職員の指揮監督に関する事務を処理すること。
- 八 職員の訓練に関する計画案を作成すること。
- 九 職員の住宅、寄宿舎その他の厚生施設の設置の要求案を作成すること。
- 十 機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。
- 十一 事務処理の基準、標準実施方法及び取扱手続を定めること。
- 十二 所掌事務の正当な管理をするため業務又は施設の实地検査を行うこと。

第二節 地方機関

(地方機関)

第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。

地方電氣通信管理局

地方電氣通信管理部

地方電氣通信管理所

地方電氣通信取扱局

2 地方電氣通信管理局は第七條第一項に掲げる各部局（電氣通信研究所を除く。）の事務の一部を、地方電氣通信管理部は地方電氣通信管理局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信管理局の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関（地方電氣通信取扱局を除く。）にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を

掌理し、所部の職員の服務につきこれを指揮統督する。

第二十七條

地方電氣通信管理局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方電氣通信管理局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4 地方電氣通信管理局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條 地方機関の内部組織は第七條第一項に掲げる部局に應ずることを原則とする。

第三章 外局

(外局)

第二十九條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基いて、電氣通信省に置かれる外局は左の通りとする。

電波庁

航空保安庁

第一節 電波庁

(電波庁の任務及び長)

第三十條 電波庁は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2 電波庁の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)

第三十一條 電波庁に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む。)並びに無線電信又は無線電話を公衆通信の用に供させることについて法

規経。濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること、並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。

六 分課に関する事。

七 監察を行う事。

八 報道に関する事。

九 各部の収集した統計及び資料をとりまとめ、分析し、及び保存すること。

十 職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。

十二 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十三 予算及び成立予算の實行計画を取まとめ、並びに實行予算の實施を監視すること。

十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要を事務を處理すること。

十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。

十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十七 國有財産を管理すること。

十八 他の部の所掌に属さない事務に關すること。

（法規經濟部の専務）

第三十三條

法規經濟部においては、左に掲げる専務をつかさどる。
一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可並びに呼出符号の指定等電波の管理に関する國際的並びに地域的な條約、規則及び協定に関すること。但し、電氣通信活動に関する業務上の諸事項を含むもの。

二 電波の所管事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。

三 第一号に掲げる範圍に於いて、電波に關する國際的並びに地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。

五 無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）並びに許可された無線周波施設について法律的、經濟的及び社会的な審査を行うこと。

六 無線電法第六條の規定に基き、私設の無線電機又は無線電話の設備を公衆通信の用に供することについて、法律及經濟的及び社会的な審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び取締に關する法規的業務を処理すること。

（施設監督の専務）

第三十四條

施設監督部においては、左に掲げる専務をつかさどる。

一 無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）に關して技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。

三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に關する條件を定めること。

四 電波に關する國際的並びに地域的な條約、規則及び協定に従い、

無線周波施設の許可、廃止等に関し、國際周波数登録委員会に対し通告その他の連絡をすること。

五 無線周波施設の規律及び監督に関すること。

六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の設備を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七 放送法（昭和二十三年法律第 号）第九條第二項の規定により委託された放送設備又は受信設備の検査を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び運用部面の事務を処理すること。

（技術部の事務）

第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波方の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、

これを部外の研究機関に委託すること。

二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。

四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

五 電波の傳はん状況を予報し、及び電波傳はんの異常に関して警報を発すること。

六 電波の規律、標準電波の発射、無線報時及び電波の傳はん予報等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

（監視部の事務）

第三十六條 監視部においては左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。

- 二 電波を監視し、及び規正すること。
- 三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。
- 四 電波に関する國際的並びに地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。
- 五 無線用水晶片及び周波數測定器具を較正すること。

(地方支分部局)

第三十七條 電波庁の地方支分部局として地方電波管理局を置く。
 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣

名 称	位 置	管 轄 区 域
信越電波管理局	長野市	長野縣 新潟縣
東海電波管理局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣
中国電波管理局	廣島市	滋賀縣 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣
關國電波管理局	松山市	山口縣 愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣
九州電波管理局	熊本市	熊本縣 長崎縣 福岡縣 福岡縣 大分縣
東北電波管理局	仙台市	佐賀縣 宮崎縣 鹿兒島縣
北海道電波管理局	札幌市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣 北海道

- 3 地方電波管理局は、電波庁の事務の一部を分掌するものとしその範圍は政令で定める。
- 4 地方電波管理局の内部組織は、電気通信省令で定める。
- 5 電気通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
- 6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電気通信省令で定める。

(電波庁の権限)

- 第三十八條 電波庁は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十二号までに掲げる権限を行使することができる。
- 2 電波監理長官は、電波庁の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが経済的であると認めるときは、電気通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。

第二節 航空保安庁

(航空保安庁の任務及び長)

第三十九條 航空保安庁は、航空保安に関する事務を行うこととする。

航空保安庁の長は、航空保安庁長官とする。

(内部部局)

第四十條 航空保安庁に、左の二部を置く。

事務部

技術部

(事務部の事務)

第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整すること。

五 分限に関すること。

六 監察を行うこと。

七 調査及び統計に関すること(技術部の所掌に属するものを除く。)

八 法令、規程及び規約を立案すること。

九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記帳等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事務を処理すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十二 歳入歳出の調査及び出納並びに財務及び会計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。

十三 機器、物品及び素材を調達すること。

- 十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 十五 国有財産を管理すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属さない事務に関すること。

一 技術部の事務一

第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
- 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
- 三 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。
- 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品、及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
- 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
- 六 第四号の機器、及び物品の修理に関すること。

七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

八 航空保安施設の建設、保存及び運用に関する技術標準を定めるところ。

九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十 航空保安業務の国際的協力のために開催される国際会議に代表者を派遣すること。

十一 所部の職員の訓練に関すること。

一 航空保安庁の機関一

第四十三條 電通信大臣は所要の地に左の上掲に掲げる機関を置く。その目的はそれぞれ下掲に記載する通りとする。

名 称	目 的
航空保安事務所	航空保安施設（航空標識所の所掌に属するものを除く。）を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

3 電氣通信大臣は、第一項の機種の事務の一部を分掌させるため、必要がある場合は出張所を設けることができる。その名称、位置及び所

掌事務の範囲は、電氣通信大臣が定める。

（航空保安方の権限）

第四十四條 航空保安方は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十二号に掲げる権限を行使することができる。

第四章 附屬機関

(附屬機関)

第四十五條 第五十一條に規定するものの外電氣通信省に置かれる附屬機関は、左の通りとする。

電氣通信株式会社

病院、診療所及び療養所

職員訓練所

電波観測所

(電氣通信審議会)

第四十六條 電氣通信審議会(以下審議会という。)は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。

2 審議会は、第四條に掲げる業務に関し、電氣通信大臣の諮問する事項(電波規正委員会に諮問する事項を除く。)を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。

3 審議会は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に関する重要

事項について関係大臣に建議することができらる。

4 審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

(病院等)

第四十七條 病院、診療所及び療養所は電氣通信省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)

第四十八條 職員訓練所は電氣通信省の職員の訓練を行うための機関とする。

(電波観測所)

第四十九條 電波観測所は電氣通信省研究所の基礎的研究に伴う電波研

究の機関とする。

第五十條 第四十五條に掲げる附屬機関(電氣通信審議会を除く。)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

(その他の附属機関)
 第五十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、電気通信省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する如きとする。

種別	目的
電気通信省共済組合審議会	電気通信省共済組合の給付に関する決定又は資金の徴収に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審議をし、及び裁決をすること。
電気通信省共済組合運営審議会	電気通信省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。
(電波庁の附機関)	
電波規正委員	電波の規正技術に關する事項を調査審議すること。
中央非常無線通信審議会	非常無線通信の運用に關して調査審議すること。
無線周波設備格決定審議会	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格に關して調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外政令で定める。

(職員)

第五十二條 電気通信省におかれる職員については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第五十三條 電気通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則

第五十四條 電気通信大臣は、この法律に定める限度で細目の事項に關するものを、職務規程を定めて、内部部局、地方機関及び附属機関並びに電波庁(地方支分部局を含む。)及び航空保安庁に委任すること。

中央審議会
 地方審議会
 電波審議会
 無線審議会
 航空保安審議会

(組織の細目)

第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で又は政令の委任により、電氣通信大臣が定める。

(放送委員会との関係)

第五十六條 この法律の規定は、放送法の規定に基き放送委員会の権限に影響を及ぼすものではない。

附 則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

一、基本方針

七月二十二日附マツカーサー書翰の趣旨に基いて、逓信省所管の業務を、郵政関係と電気通信関係との兩部門に明確に分離し、各事業の能率的且つ強力な運営を図るため、左の要領により逓信省の機構を再編成するものとする。

二、機構

逓信省の業務を二分して郵便、貯金、保険の各事業を以て郵政省（仮称）を、電信、電話事業を以て電気通信省（仮称）を新設する。

2. 電波監督行政部門は、電気通信省の外局として電波廳を創設する。

3. 航空保安部門は電気通信省の特別な部門とする。

4. 現業官署は、普通局までは、機構上、二省に分割する。但し特定局は、郵政省の所屬とし、電気通信業務は原則として委託の形式

で、之れを取扱う。

三、会計

逓信事業特別会計は、之れを郵政特別会計と電気通信特別会計に分離し、夫々企業会計の自主性と特殊性とを徹底せしめる。

四、人員

人員の分割は原則として現在人員を基準として行う。

五、実施の時期

昭和二十四年四月一日実施を目途とし、兩省の設置法案は第三國會に提出し、兩特別会計法案は次期通常國會に提出するものとする。

日本政府に対する覚書

題名 逓信省の機構問題に関する共同委員会報告

一、本覚書は九月二日附の逓信省から総司令部民間逓信部に対する書簡「報告書に対する申請」に関連するものである。

二、茲に電氣逓信系統における機構上の必要事項に関する共同委員会報告書第一部を送付する、本第一節は共同委員会によつて電氣逓信系統を運営するに最も適当と決定された基本的機構の大綱を述べ且結論の根拠となつた基礎的事項をも述べて居る。本報告の第二部は一九四八年九月廿一日頃完成し直ちに送付されるであらう。此の第二部は第一部に記述されて居る機構を更に細分して運営管理機能を遂行するに必要と認められる機構に分割して論述する。

三、第一部結論の中で各委員の資格及び委員会の機能に就て述べている部分には特に注意を拂われたい、此の委員会の委員の資格に鑑み又此の最後案は慎重な分析に基いている事に鑑み本報告書は逓信省電氣逓信事業に関する今回の機構改正問題に關係ある日本政府内關係者によつて慎重に考慮されることを切に勧告する。

逓信省の郵便業務に關する機構改正について、設けられた同様の委員会の研究報告は目下作成中であるが速に逓信省に直接送付されるであらう。その報告に対しても同様の慎重な考慮を拂われたい。本覚書の範圍内の事項については総司令部民間逓信部と逓信省との直接連絡を承認する。

総司令部に代り

レザイ大佐

添付書類

報告書第一部

逓信省に於ける郵政業務の機構改正について

逓
信
省

一九四八年九月十六日附日本政府宛覚書
(SCAPIN 第五九八五—A二号)

題目 通信省に於ける郵政業務の機構改正について

一、関連文書

- イ、一九四八年九月二日附で通信省から連合國軍最高司令官総司令部民間通信局に宛てた「報告の請求」と題する文書。
- ロ、一九四八年九月九日附で日本政府に宛てた「通信省の機構問題に関する共同委員会報告」と題する覚書SCAPIN第五九八五—A号。
- 二、右一ロ号に引用してある覚書は主として電気通信組織に関するものであるが、その第四項には郵政事業に関する研究報告を近々送付する旨述べてある。本覚書は右報告に代るものである。
- 三、通信省郵政組織の改正に就ては、電気通信組織の場合に於けるが如く、長時に亘る共同委員会の審議は行はれなかつたが、本件研究のために一九四七年二月二十七日通信省に一委員会が設けられ、

その委員は連合國軍最高司令官總司令部の権限ある代表者と数次に亘つて会同し、改組諸問題を詳細討議した。而して郵政業務組織は大体としては無難であるが、戦前法的に制定せられ今尙効力を有する諸手続が戦時中履行せられなくなり、この儘今日に及んで居るもののある事が確認せられた。戦争非常事態に処するため、地方通信局長に委譲された行政上の責任はその根柢をなす法律規則からして、その責任並に権限が当然帰属すべき本省へ返還せられるべきものである。

四、然しながら、本省機構に関係ある未解決の問題で左の二つは此の際慎重に研究し、且つ急速に実行しなければならぬ。

イ、郵政業務を現在逓信省の責任に属する他の総ての事業から分離し、而も郵務、郵便貯金、保険年金事業を夫々はつきり區別せられた機構に造り上げる事。

ロ、業務、犯罪その他の取調をするため、大臣に直屬する独立した監察廳を設置する事。それに必要な委員は、現在各事業局、地方局、その他の機関にあつて夫々その業務のために監察を行つて居る者の内から轉補すべきである。本件は更に本覚書の後段に於て論及するであらう。

五、逓信省では此の程郵政及び電気通信兩事業の分離に伴う機構改正を立案する委員会を設けた。而して、此の種の事に於ては何時もさうである通り、爾來連合軍最高司令官總司令部関係官の助言並

に協議は何時でも利用出来る状態にあつた。連合軍最高司令官總司令部の代表者と逓信省委員会の委員長との間には、本省機構をどうしたら良いかと云う問題について数次の会談が行われた。次に述べる処は逓信省幹部によつて表示せられた郵政諸業務は一つの独立した省の下に組織せらるべきであると言ふ構想を中心として展開されているが、これは右会談の出席者の間に意見の一致をみたところのものである。

六、分離した郵政省

別表は郵政諸業務の能率的運営上不可欠と思はれる本省機構を图示するものである。前に述べた逓信省委員会の委員長も本表は委員会として全面的に賛同するものであると述べて居る。

七、事務次官又は総務長官は職階に載せられた政府の官吏であつて、然もその生涯をその仕事に投じた人でなくてはならない。その部下の要員も同様に給て職階分類に入る人でなくてはならない。

八、郵政業務の行政並に運営機能を現在逓信省でやつている他の業務から分離する事、並に今考えられている郵政省なるものの中に独立した郵政監察廳を設ける事、この二つの点が必要に郵政業務の機構改正として茲に提案する事項の中で特に變つた主なる点である。此の程度の機構改正ならば、その改正に伴う業務上の混乱を最少限度に止めて実行に移す事が可能である。郵政監察廳に関する

詳細の論評は以下諸項に於て述べる通りである。

四

九、郵政監察廳

能率的、経済的で且つ信頼すべき郵政業務を実現する上に於て最も緊急を要する変革は事務次官又な総務長官を通じて大臣に直屬する独立した監察廳を設ける事である。

一〇、現在の監察組織では、左の諸点に対する最低限度の要求すらも之を充たす事が出来ない。

イ、郵便物の窃盜、拔取その他従業員による犯罪に対する責任の帰屬を明にする事。

ロ、人事行政に対し効果的な統制を加える事。

ハ、中間に於ける運営乃至行政機構の制肘を受けない方法で業務の実狀及び欠陥をありの儘に通信大臣の耳に入れる事。

一一、独立した監察機構の確立により大臣は事務次官若しくは総務長官を通じて業務全体の實狀を常に審びらかにする事が出来、秩序整然と無駄、濫費並に非能率を排除し、無能な官吏乃至經濟及び能率増進上必要な進歩的措施をとる事を肯じない官吏を除く事が出来るのである。濫費は政府部内全面的經濟のため排除せられなければならない事は勿論であるが、同時に郵政業務なるものは國民に對する奉仕として運営せられるもので、營利のため行はれるものでないと云う事も忘れてはならぬ。

一二、郵政業務の重要性

郵政業務、即ち郵便、郵便貯金、保険年金の業務は直接間接日本全國民の日常生活に至大の影響を及ぼすものである。能率的で信頼し得る郵政業務が行はれないとなると、社会の不安は増大し、國民の經濟的社会的福祉は阻害せられ、非民主的勢力の發達が促進せられるのである。立派な業態を実現する事は政府の明確な責任であつて、國民はその政府に於けるその代表者に対しこれをなし得ない責任を追求するであらう。今、概数を以て郵便事業の重要な所以を例示するならば、二万四千の郵便局は國民の商業的社会的福祉と不可分の關係ある郵便諸業務を提供し、九千万の保險証券によつて表はされて居る九百億円の保險金は大衆の安全と將來とを保護し、一億六千四百口座―女子供を含み一人二口座宛―に上る総額五百六十億円の郵便貯金はインフレに對する制動機として、又欠乏と災害とに對する防波堤として大役を果して居るのである。政府の如何なる事業と雖も國民の必要を充たす上に於て郵政業務以上に重大なる役割を果して居るものはない。郵政業務は現在実に二十五万の従業員を使つて居るのである。

一三、以上述べた如く、現在通信省所管下にある郵政業務機構についてその改正を企図する日本政府

五

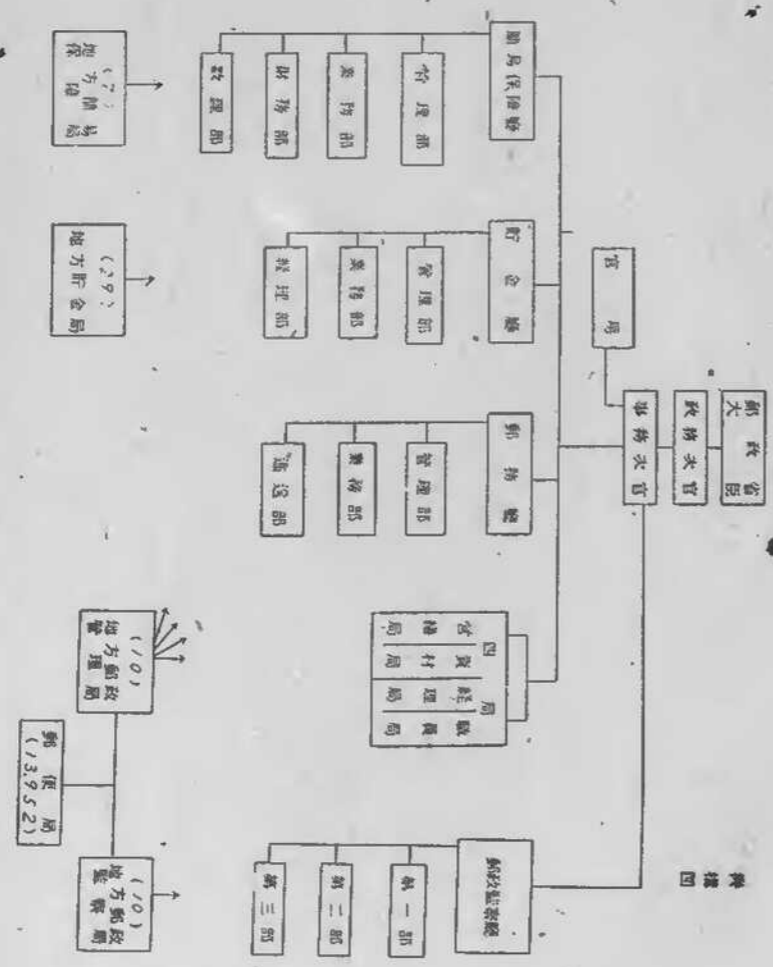
関係者が慎重に考慮せん事を権告するものである。
 一四、覚書の範囲内に於て連合軍最高司令官総司令部民間通信局と通信省との間に直接折衝を行うことは差し支えなし。

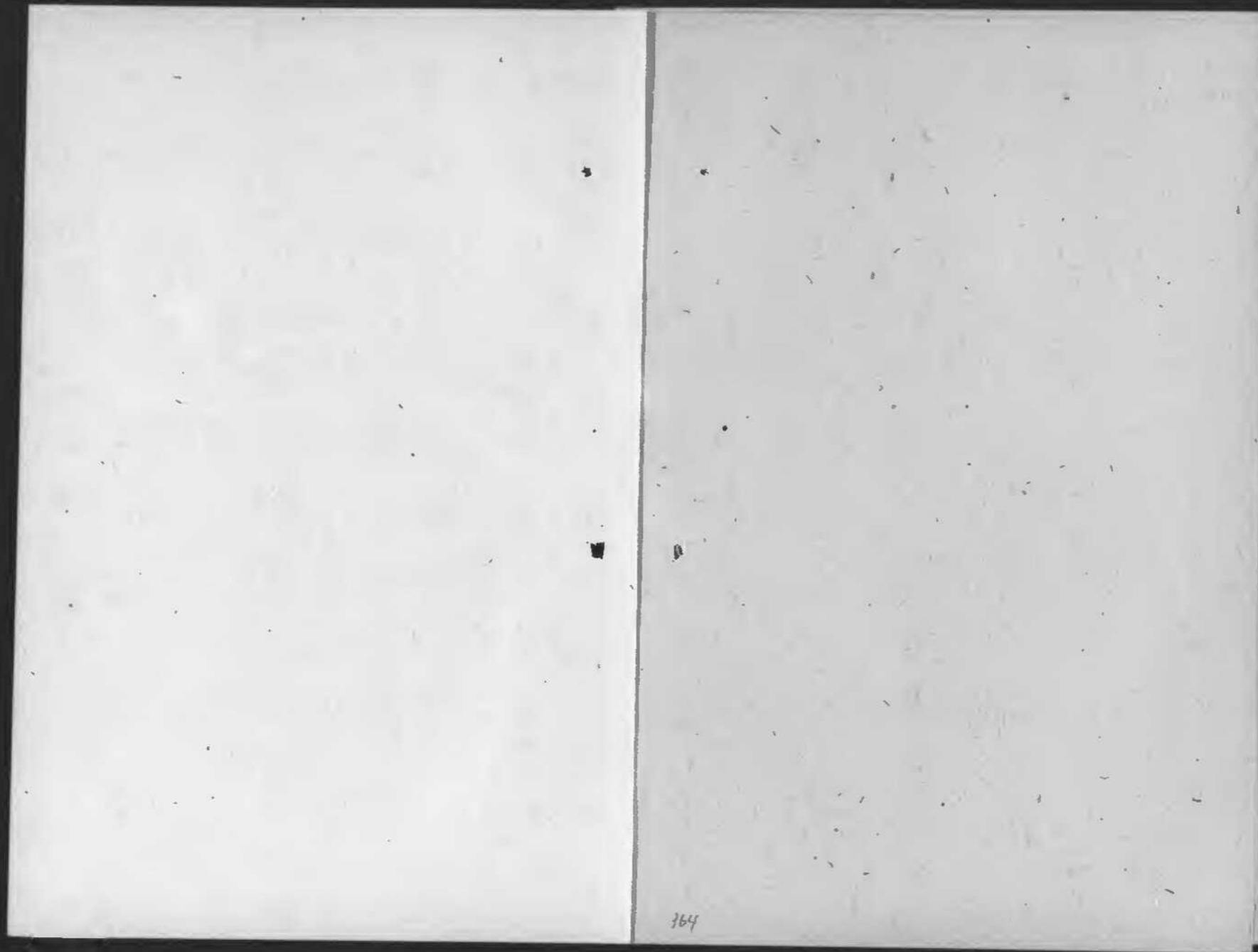
六

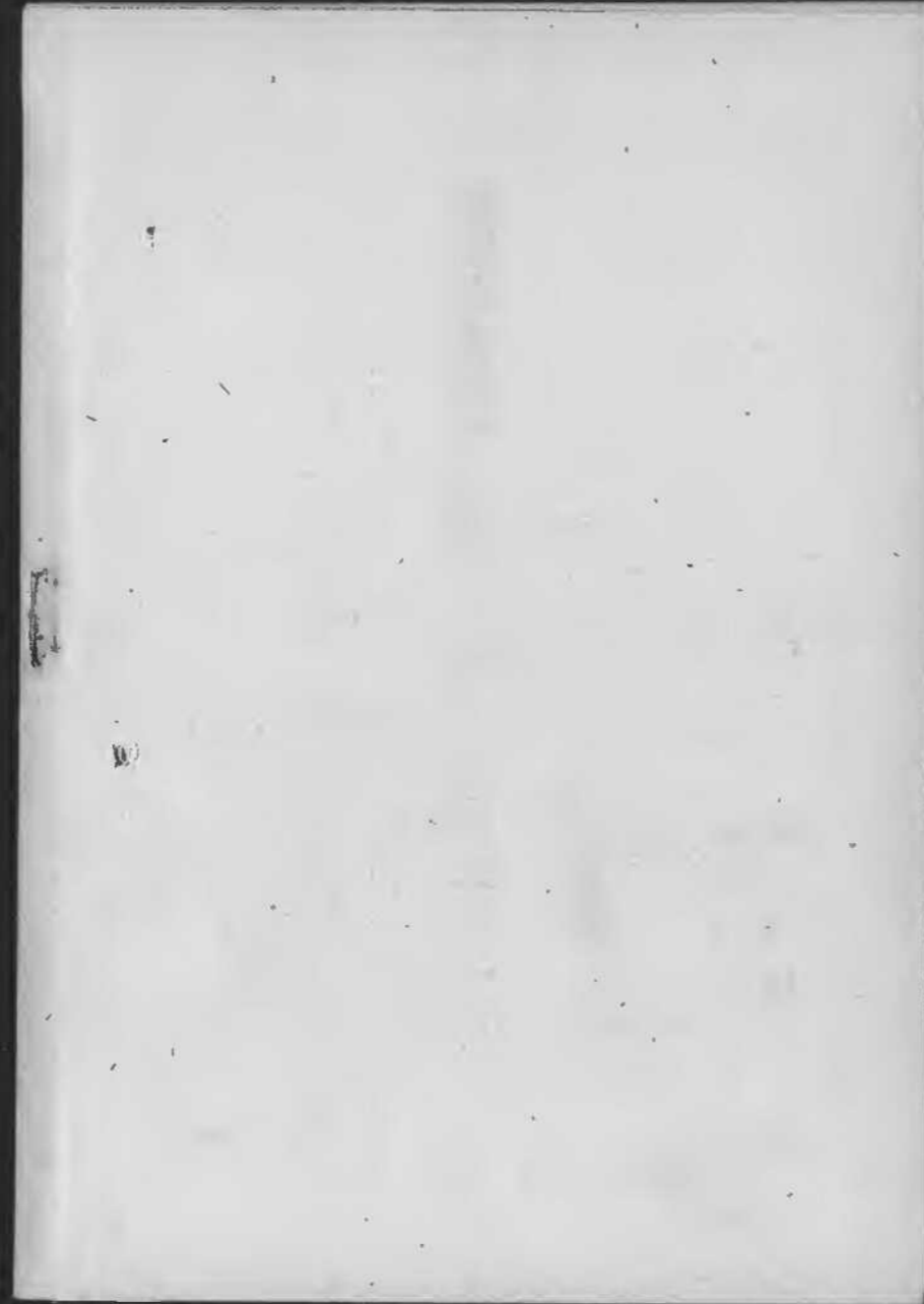
最高司令官に代り

高級副官 B・M・レイター

(A・J・リー署名)







電氣通信機構共同委員會報告書(第一部)

通
信
省

365

本書は逓信省の機構に關し、一九四八年九月九日附總司令部より日本政府宛に送せられた覚書(SCAPIN59851-A)に
おいて勧告されてゐる電気通信関係の共同委員会の報告
書である。

昭和二十三年九月

目次

第一部

前 言

..... 一

第一章

..... 七

第二章

..... 一三

第三章

..... 一八

〔附 録〕

第一 業務簡素化組織

..... 三七

第二 次官と総務長官の機能の比較

..... 五〇

第三 電気通信サービスに影響を及ぼす財政的要素

..... 五五

第四 日本電気通信組織に関する若干の事実

..... 六二

〔附 圖〕

第一 監理運営系統表

.....

第二 ビラミッド型監理系統図

.....

電氣通信機構共同委員会報告書

第一部

前言

一、この報告は日本の電氣通信系統が機構上必要とする各事項を詳細に調査した共同委員会の調査結果並に勧告を示すものであつて、その基礎となる諸要素は以下報告書の各部門に於て説明してある。

新たにつくられる電氣通信機関について、勧告された機構問題の説明に入るに先立つて、先ず電氣通信事業が経済、政治、社会生活に対して如何なる役割を有するかについて考察してみたい。この考察は、電氣通信の運用と機構に関する諸要素の考察に如何程の重要性を持たすべきか又電氣通信事業が、國家の公益目的達成上他の諸事業に比較して如何なる地位を有するかという事を決定する爲に必要である。

二、近代電氣通信の発生以來、電氣通信及其の國家の福祉に及ぼす効果について、基本的な諸原則が成立するやうになつた。その主要なものは以下に述べる通りである。

A、國家の電氣通信組織は民主的な政治手段の管理にとつて最も重要な要素であり、その適否と運

用は適切な政治活動にとつて決定的な要素である

B、電氣通信の全國的な系統は、將來日本が自立する段階に立到つた時再建されなければならない所の國際競争に堪えうる産業經濟の有効的な活動の爲に決定的に重要な要素である

C、全國的な電氣通信系統は民主的な生活方式を獲得し維持する爲の不可欠の要素である

D、全國的な電氣通信系統は國家の社会的、文化的發展にとつて不可欠の要素である

三、電氣通信の利用が國家の統治にとつて不可欠であるということは、日本政府の諸機關が通信系統を廣範に利用している事実によつて立証される。これらの諸機關こそは現在の日本にあつては一利用者としては最大の加入需要を構成しているのである。これらの利用は立法府、司法、行政部によつてなされるのみならず、警察、災害救済機關及び國民全般の健康と福祉の爲に活動する他の類似の機關によつてもなされている。

廣範な通信の絶對的必要性は多くを擧げずとも唯次の二つ、即ち電氣通信が石炭の割当配給活動及食糧の割当配分活動の爲に使用される事を考えることによつて、何よりもよく例証される。

政府によつてなされている電氣通信の利用を公平に考察してみると、この分野に於ては電氣通信が一番重要であると言ふことがわかる、日本に於ける政府の電氣通信の利用は、世界の各國のそれと少しも異なるものはない。

四、廣範な電氣通信組織が國の産業にとつて不可欠の要素であるということは自明のことである。その重要性を判定する爲には他の産業に於ける電氣通信組織の大きさと、利用度とを考えれば十分である。米國に於ては、大凡、三千五百万の電話と、廣範なる電信組織がある。

英國もよい例である。買手と賣手、供給者と消費者、輸送者と受給者にとつて、迅速にしかも正確に、通信するということは近代産業に於て最大の要素であり、生産具の最も有効なる利用を可能にする。適當な電氣通信組織がないならば、生産的努力の効果は大に低減し生産費はかき日本は國際市場の競争に耐へられなくなる。不十分な電氣通信網は労働の生産効果を低減するといふ最も好ましくない結果を來たし、それはひいて、日本の一般の生活水準を大衆の当然得べき水準以下に引き下げることになる。こゝで銘記すべきことは「大衆」とはその殆どが現実に生産過程を遂行する人々、言い換えれば廣義に於ける労働者によつて構成されているということである。

原料の効果的な使用と、有効な生産成果を得る爲に、必要な多くの要素を適當に結合するという任務は電氣通信に負わされた責任である。結局実際に生産している労働者が最大の利益を得る爲に、これは是非なしとげられなければならない。

五、政府が民主的であると認められる凡ての國家は、高度に発達した電氣通信組織を有し、その組織が産業目的に奉仕しているのみならず、社会各方面の分野における個人にも奉仕する様に作られ

四
ていると言うことを知る事は又興味ある事である。米國では大凡そ四人に対し電話一個、次はスエーデンで八人に対し一個、以下スイス、イギリス等となつてゐる。しかるに日本は、表の一番上から二十二番目に位してゐる。社会内及社会相互間に於いて容易に通信をなしうる國民が他の方法では不可能な一つの目的への発展をなしうるといふことは自明の事である。もしも個人の自由な意見、思想の交換が可能であるならば、意見の根本的な相違を権力によつて一致させようとする努力は殆ど起らないであらう。電氣通信の利用は、他の方法では決して起らない親愛の情と、相互責任の觀念を惹起し、遠い距離をちぢめ、異なつた社会の利害を同一社会の利害とする傾向がある教育を除けば、遠隔の処にある人々の間にその見解を自由に交換することを可能にする完全な電氣通信程、民主化に役立ち得るものは外にわなないであらう。

六、上述したと同様様に、電氣通信組織は國民の社会的、文化的発展にとつて重要な要素である。それは、近親者以外と交渉する機会にめぐまれていない人々に社会思想を普及する手段を提供する。又、生活を容易にし、他の方法によつて得られない個人的な満足の原因ともなる。

七、現在の電氣通信系統は上述した諸要求に合致するものでわなない。さたなく言えば上述の諸要求に合致するものでもなければ、その目的のために十分なものでもない。しかし乍ら新日本が現在の線に副つて発展する爲には、若し、他の先進文明國に於ける電氣通信の發達狀況がこれについて示

唆を與へるものとすれば、上述の要求に副ふ様に電氣通信の組織は改良されなければならぬ。

若し電氣通信組織が政治手段、産業に及ぼす影響を思い又それが民主化に及ぼす影響並に國民の社会文化的福祉に対する効果を考えるならば、電氣通信活動が政府部内にあつて如何に重要な地位を占めるかという事は明かである。電氣通信事業の規模は問題を左右する重大な要素でわなない。事業の重要性こそ最も重大な考慮を受けべき要素である。

八、上述した通り、現在の組織は電氣通信組織の民主的な要求に適するものでわなない。長年にわたり蓄積された多くの原因の爲に、電話組織は單に大産業機關にのみ電話を供用し又は金銭的な負担に耐えうる、ごく限られた少数の人々にのみサービスを提供しているにすぎない。この様なことでは、上述した産業的社会的、要求に合致していると、言うことは出来ない。

九、電信の場合はやや廣範圍に亘つてゐる。しかし、その運用はスピード、確實性及公衆の要求するサービスの点に於てその要求を満たすものではない。さらに民主的な産業國であつて、電氣通信に對する要求を電信のみに頼つてゐる國はない。電信は勿論、電氣通信の一部であり、重要な一部である、しかし、電信は電話が、同時的、相対的な電氣通信組織であるのに反して、個人的なそして同時的な意見の交換手段を欠いてゐる。

十、現在の電気通信組織が国民の要求を満足することが出来ない最も大きな欠陥の一つは、その管理並に運用機構に存する、従來の機構は組織の運用面に於ける要求に基礎をおいていないで、諸種の異つた政府の業務を爲すためにつくられている一般的な行政機構の雛型に基礎をおいている。以下述べる機構に関する簡単な論議は、運用面の要求に基いて考案されたものであり、現存の施設によつて有効なサービスを可能にし、更に將來の要求を満たすに必要な最少限の施設の準備に役立つものである。

十一、電気通信の國家公共の福祉に寄與する重要性を考ふるならば電気通信の運営並びにその運命について、關係をもつてゐる人々は、此の問題をよく検討するために、時間を十分とすることを、当然とするであらう。

十二、本問題に関する論議に於て常に述べた様に、電気通信事業に関する提案された組織は、それと性質を異にする他の事業と比較するべきではない。

この機構は電気通信組織の特殊な要求に合致する様に工夫されたものである。これは、郵便事業又は運輸組織には妥当しないであらう、又反対に言えばそれ等二つの組織の機構上の要求はそれ等自身の間に於ても違つてゐるし又電気通信組織にもあてはまらないであらう。

十三、附録三は、機構以外の問題について、電気通信組織の正しい發達とそれを最大限に利用するこ

とについて必要かくことのできない諸問題を簡単に述べるものである。

第一章

緒言

一、此の覚書は、逓信省の電気通信活動の組織に関して、徹底的研究を行つた逓信省と總司令部民間通信部との共同委員会の議長によつて準備されたものであつて、その目的は提示した機構の根拠を説明することにある。

此処に含まれた事実を考慮すれば、その提案に因して最後の決定を甚だしく遅延させる原因となる誤解や疑問は解消すると思ふ。(尙別途發表する第二部は、この考察を實際の運用機構に展開するものである。)

二、此處に含まれてゐる内容は次の如く三つの異つた説明(即ち章)に分けられる。

A、第一章 緒言

此の部分は、提案が決定されるに至つた経過の概要を示し又提案を準備した人達の資格についても概説してある。

B、第二章 特別な考慮を要する電気通信の他に類例のない特色及び地理的要素

此の部分は機構を確立する上に考慮されなければならない、而も他の企業には見出せぬ所の電

氣通信の諸特色を概述している。

又既に存在し、且つ根本的修正を加えることなく考慮しなければならない地理的要素をも論じている。

C、第三章 機構の形態と機能

此の部分は、機構の妥当性及び運用を概述する、それは適当な運用を確保するために必要な個人的監督の組織段階を設けるために工夫された管理監督機構を通じて管理機能を行い、これによつて統一されたサービスを提供するために必要なピラミット型の機能組織の必要性を立証する。

(附録第一の十八項—二十七項参照)

三、以下の説明は、考慮せねばならぬ基本的要素及び提案された機構が動く手続を詳細に論じている。説明は長いが問題は重大であり、複雑であるから提案の背景に興味をもつてもそれを熟知していない人々や、電氣通信経営の特殊性について、よく知らない人々のために徹底的に説明を述べた訳である。

國家の電氣通信組織は、その経済及び社会的発展に非常に重要なものであるから、その組織に影響をもたらせる重大な決定は、最も綿密な研究と、十分に考慮された助言の後でのみ爲されなければならぬ。此の説明は、このことを考えて、準備されたのである。

四、附図第一に示されている機構案は前國會に提出されたが法律化されなかつた設置法案の中に提案されたものと根本的には同じである。唯一つの本質的に違つてゐる点は分離した一省としての機構を設置するために必要とせられる修正である。提案された機構の説明に入る前に、この提案が準備された根拠を振り返つて見ることがよいであろう。

五、機構上の欠陥に基く電氣通信運営上の欠点について、逓信省と民間通信部の代表者の間の討議の結果、昨年二月二十日問題を徹底的に探求するために、両機関から共同委員会を任命することに話が決まり、委員会は直ちに作られた。

逓信省の委員は次の各部署の代表者で構成された。

- A、電 務 局
- B、工 務 局
- C、資 材 局
- D、総 務 局
- E、營 繕 部
- F、法令審議室
- G、翻譯室

民間通信部の代表者は次の通りである。

- A、シンシナタイ郊外電話会社の副社長
- B、ベル電話研究所の一職員
- C、A、T、T本社会計課の一職員
- D、南西ベル電話会社のコーンシャル、トラヒック、エンジニアリングに属する一人
- E、A、T、Tプラント、エキステンション機関に属する一人
- F、A、T、Tのプラント、エンジニアリングに属する一人
- G、スペイン、ルーマニヤ、英國、その他の歐洲各國に於て計画及び管理についての、経験を廣くもつてゐる國際電話電信会社の前職員
- H、無線技術及び無線の問題に経験のある通信隊の米國陸軍將校

六、委員会の委員は、日本人も、アメリカ人も長年の専門的経験をもつてゐる。平均勤続年数は二十五年以上で、その中には経験が三十五年以上に及ぶ者も若干ある。更らにアメリカ側の委員は、日本の通信組織及びその問題を完全に熟知するのに十分長く居た人々から選ばれた。實際此の人達の大部分は日本の全地域に亘る現場に於ける仕事の研究調査に、沢山の時間を費した者である。

七、委員会の会議は昨年三月二十日発足し、委員会の正式の会議は昨年八月下旬まで一週一回三時間

乃至五時間開かれた。此等の会議に加えて、更らに附屬的會議が開かれ特殊なグループに関係ある問題を討議した。正式の委員会の會議が終つてから、提案された機構に関する根本的な報告が準備され、現在それは通信省に編纂保存されてゐる。その時以來會議及び討論の数百時間が一般的報告を詳細な形に敷衍することに費された。此等の諸調査檢討を通じて到達した電氣通信機構案は上述した設置法の中に含まれた内容であり、管理及び運用に対する諸要求は變つていないから、原案は本質的な變更は企てられていない。

八、上に述べたことから、こゝに提案される機構は非常に有能な専門的電氣通信人によつて綿密な検討と考慮を加えられた後に出来上つたものであることが分かる。又電氣通信業務の能率的運営及び管理を獲得する立場から工夫されたもので、それは民間通信部のみによつて考へられた案ではなく、又本委員会の一人或は、少数の人々のみによつて考へられたものでもない。色んな面や個所が全委員会によつて、注意深く考慮され、そして意見の一致を見たものである。すべての論争点は、日本側及びアメリカ側によつて自由に討議され議論されて最後の決定は平等の投票権をもつてゐる委員会全員の多数決か又は妥協によつて決定された。

九、以上の報告を用意する前に、次の主要要素が現在の電氣通信系統の運営を改善するために考慮を拂うべき事項であると決定した。

- (1) 管理の各段階において、経営上確立された指令及び政策が実行されることを充分保障するため、指導力を確保強化する必要性
- (2) 監督調整を個人的に親しく爲し得るよう、運営の比較的小さな単位を確立し得るため、充分なスタッフ組織と管理段階を用意する必要性
- (3) 現在欠けている維持、運用、建設、計画等の各機関相互間の調整を得る必要性
- (4) 統一した国内のサービスを果たすのに必要な施設、建設、設計の各局面と電気通信施設の運用面との間の共通目的確立上の必要性
- (5) 合理的な料金で丁重、迅速且つ充分な公衆サービスを提供するために組織内の責任感を確立する必要性
- (6) 保守、建設、設計及び運用の各機関に明白に責任と権限を委任するよう、詳細且つ具体的な指令及び実施法を中央に於て準備し、発出すること及び指令が正しく実行されることを確保する方を留意することの必要性
- (7) 業務の各局面を能率的、効果的に実行するため各現場機関とスタッフ機関との間の直接の事務連絡の経路を確立する必要性
- (8) 技術的に適した線にそつて従業員が昇進し得るような組織的制度を確立する必要性

一一

- (9) 訓練方法を改正して、技術の基礎訓練及び高等訓練の方式を確立する必要性、又人の専門技術が甚だしく狭くなることは特に小さい局に於て不経済となるから、これを避けるため各個人の技術訓練を拡めることも必要である。
- (10) 電気通信業務の管理と統制に必要な、効果のある正確な統計記録制度を確立する必要性
- (11) 資金の正確なる会計を行い、過度の遅滞と不行届のことなく適正な支出が保証され勘定計算の方法を確立する必要性
- (12) 永遠の公衆サービスを保証するに必要な適当な積立金、減債基金、資本金等を興えるため健全な財政計画を確立する必要性
- (13) 年間に越えて健全な國家の電気通信計画の作成方法の確立の必要性
- (14) 日本國中の全無線施設の確実且つ有効な統制のために責任ある一機関を確立する必要性

第二章

電気通信に關し特別なる考慮を必要とする他に類のない特色及び地理的要素

十、以上成案の準備に關する全般事項を背景として、次に組織案に到達するために考慮された實際的な要素を述べて見る。現在の組織を分析して見ると電気通信系統の正しい運行を妨げる多くの欠陥の存在するのが判る。此の電気通信体系によつて提供されるべきサービスの性質はいかなる他の事

業にも見出されない多くの特有の問題を呈してゐる。此等の問題のために他のどこにも発見されなく且つ現在の組織に認められない所の組織的要素を必要とするのである。

十一、いかなる電気通信体系と雖も、その最終目標は加入者一人一人の書かれた言葉、話された言葉が迅速正確に他の加入者に傳送されるように電気的手段によつてサービスを提供することである。此等加入者は單に一國の領土内におるだけではなく、世界の文化的地域の凡ての場所におるのである。時には此の意思の傳送は數ヶ國を通し或いは外國の通信業者の手を経てゆくことを必要とするのである。電話と比較すると電信が提起する問題には若干の相違は存在するけれども、本質的特色は共通である。

他に類例を見ない特色

十二、電気通信サービスの他に類例を見ない一つの特色は次の事實にある。即ち意思が二点間に傳送されようとするときには、遠く離れた二点の間に存在する傳送関係の施設設備の全部は同時的且完全に利用するといふことである。此の事は例えば輸送サービスの利用者と対照すれば個人が輸送サービスを利用する期間中、その人は一單位の施設中の小部分しか使わないし、汽車や電車そのものも一定時には軌道の小部分しか占めないものである。

汽車、電車は駅や調整箇所を次々と順次通つてゆく。之に比べると電気通信利用者は二点間を結

ぶ全電気通信路を利用する。そして連絡のなされる途中の駅即ち局は同時に機能を果たすために同時に働かなければならない。

十三、他の例として電気通信サービスは電力發送配電体系と對比されるかもしれない。先づ電力体系は全國家に一体化する必要もないし又めつたに一体化されてゐるものでもない。しかし電気通信系統は其目的を果たすためには一体化されたものでなければならぬ。電力供給者は全需要を供給するためにその配電線に必要な電力を送り込むだけであつて、利用者は單に此の電力源から彼が必要とする部分を取り、桶から水をとるのに大變似てゐることによつて電力系統に結びつくのである。之と対照して、電気通信系統は使用者の要求を共通のプールから抜き取りその話す力、即ち通信を水源池から遠かろうが近かろうが特定の、他の個人に送り届けるように常に用意が出来ていなければならない。此の接続は顧客によつてなされるのではなく、電気通信系統の人々によつて顧客の要求に應じてなされねばならないので、電気通信系統の人々は二若くはそれ以上の地点において各個人間の調整を必要とするのである。

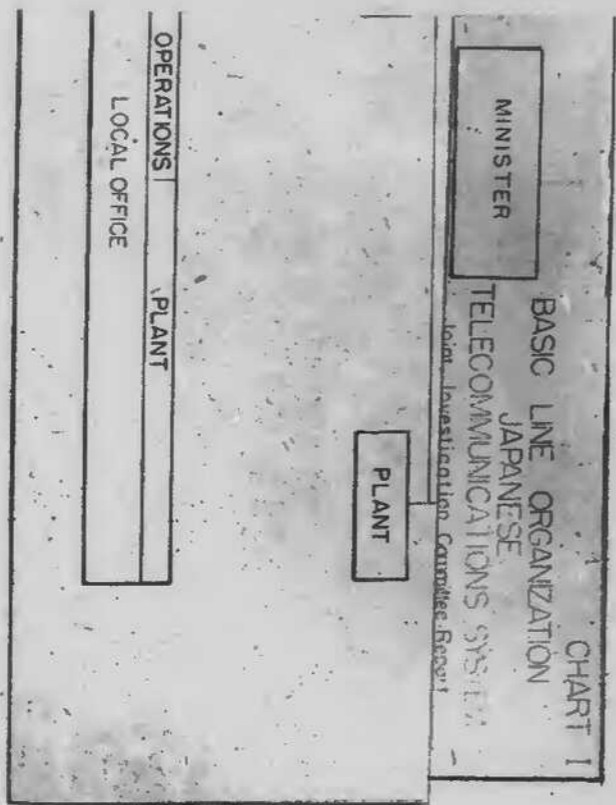
十四、電気通信系統は勿論有効なためには地域毎に局や施設を設けて置かなければならないので、この点では多くの他の事業と本質的には異なる。しかし運用してゆくためには、此等の局は、どの個々の回線も迅速正確に他の何千といふ回線の一つ一つに互に結合され交換されるようになる

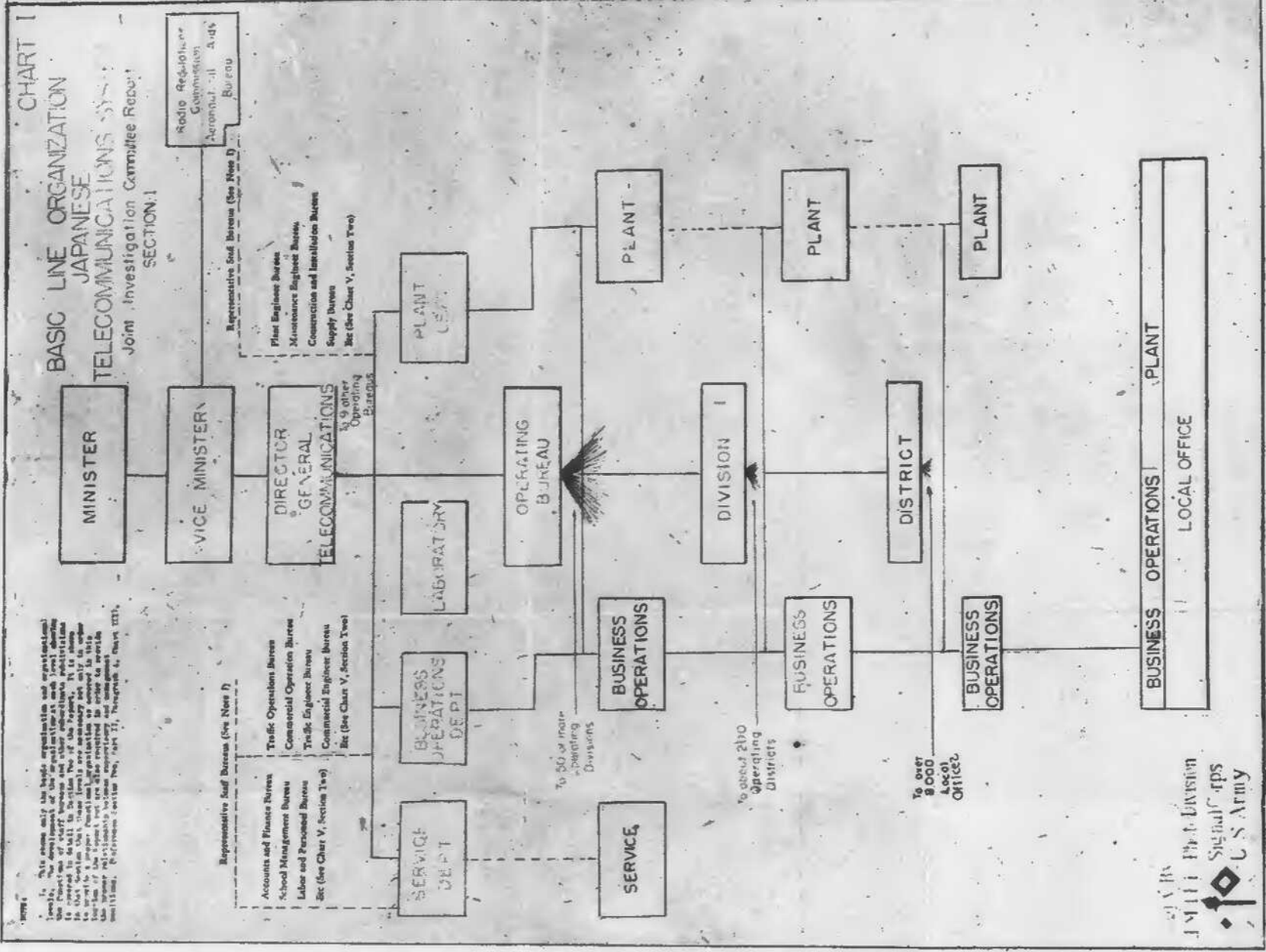
ていて、廣大な有線無線網に結合していなければならない。このことは他に事業については要求せられない運用上電気通信独特の要求である。(附録第四参照)

十五、此の外にも電気通信系統には他に類例のない特色はあるが、上述の特色が電気通信の統制、管理、運用に最も適当とされる組織を考える時に根本的なものと目されねばならないものである。此等の特色があるので此の電気通信系統の管理が遂行せられようべき組織は他のいかなる事業組織にも見出されない特徴を必要とするのである。一事業が管理せられる組織と云うものは業務或いは事業の諸要求面に合致するように工夫されなければならぬということを念頭に置かなければならない。業務や事業の特色は先入観となつた管理組織の要求に合致させるように調節されてはならない。

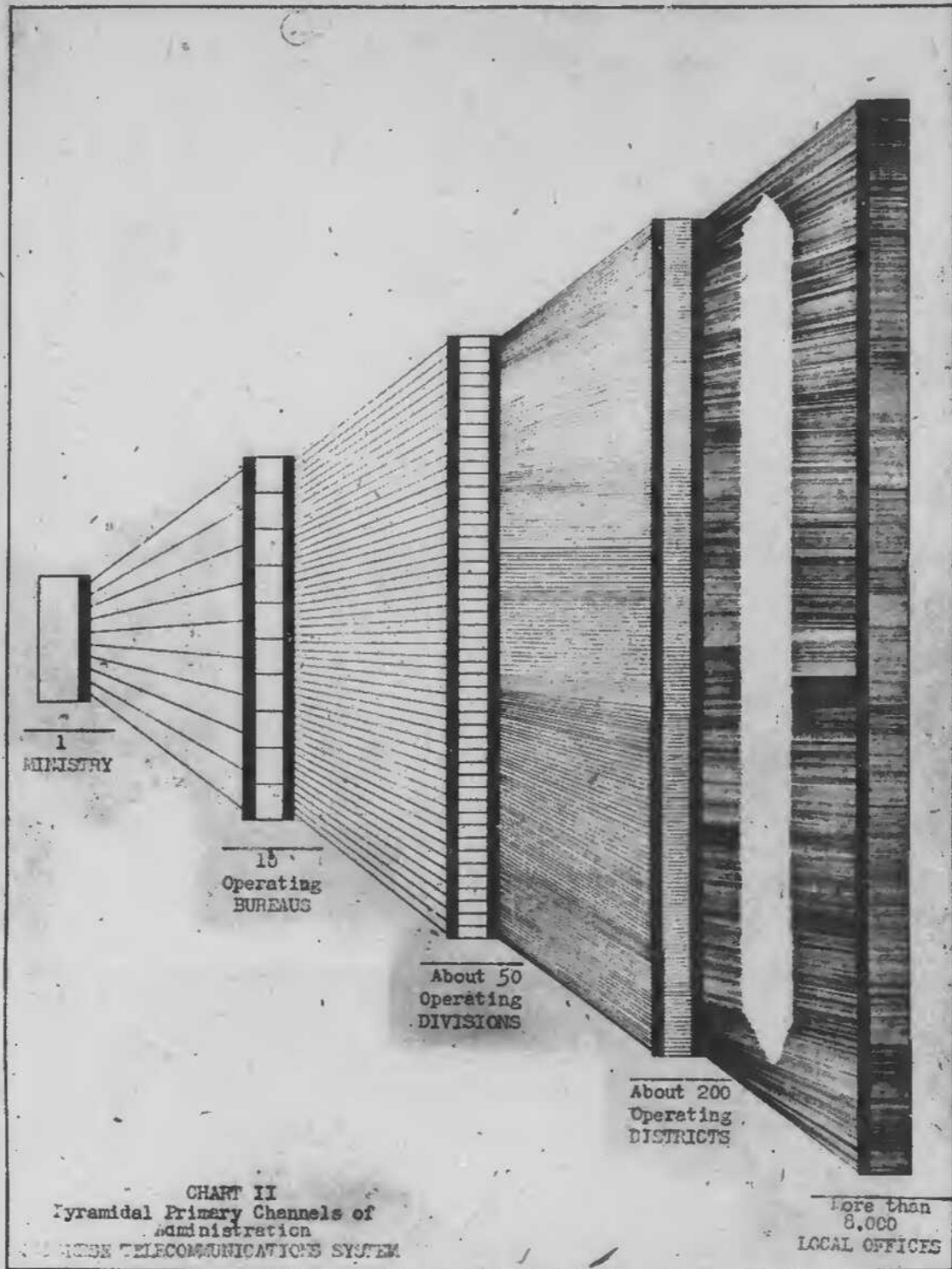
地理的特色

十六、電気通信系統の組織的要求を検討する上に於て、次に考えられねばならない点は施設の具体的地取りである。何故なら空間的分離は一体化された体系を準備するために最も大なる調整問題を提示するからである。一國の市外電話及び電信回線の地取りは大抵、第一次、第二次及び第三次交換中心地を基として設立される、このことは日本に於ても事実である。第一次中心地は十通信局所在地に十分によく設置せられていて、電気通信のみでなく日本政府の他の機関も中心地として認めることである。これは札幌、仙台、東京、名古屋、長野、金沢、大阪、松山、廣島及熊本である。こ





裏面白紙



裏面白紙

これらの所在地については夫々はつきりした勢力圏を画する中心地であり、そのためにこそその地域の電気通信中心地にせられたのであるから、これらを所在地としたことの積明は必要でない。

十七、日本では一般に縣廳所在地が完全にその縣を支配してゐる。それ故に縣内電気通信網は焦点としての縣廳所在地と共に発展して行つた。このことは、たゞに通信に於て眞実であるのみでなく多くの他の事業に於ても同様である。このことからして、縣廳所在地が当然電気通信系統の第二次交換中心地となつたと言ふことは明らかである。

十八、斟酌されねばならない第三の地域的考慮はさほど明白ではないが根本的には重要なものである。此の地域的分割は次の事實に根據を置いている。即ち一縣内には地理的狀態、相互的産業上農業上の利害關係、輸送能力、道路其他の要素に基いて數ヶ村や數ヶ町が一つの地域的な單位をなしているといふことである。藤沢、鎌倉、片瀬の各地域やその近隣にある一二の他の村落を含んだ地域が此の一例である。従来日本に於ては此等の地域は小さいが一体化された電気通信細胞(セル)として発展せしめられなかつたのが通例であるが、そうなるように計画はされているのである。此等の細胞即單位は結局第三次交換中心地となるのである。予備的検討で日本に約二百の通信細胞があるといふことが分つてゐる。

十九、今までに概述された事實を考へつつ今や問題となるのは、電気通信系統の使命を有効的に職員

に対しても公衆に対しても公平に遂行するために、統制、管理及運用の如何なる組織を考案すべきかである。上述の点に基礎をおけばこの組織計画には次の要素を考慮に入れねばならない。

- A、業務の他に類例のない特色
 - B、地理的要素
 - C、施設の保守を含む業務運用機能の眞の具体的遂行
 - D、サービスを提供するための施設を設けること
 - E、必要とせられる時と場所に於ける完全なるサービスを提供すべき電気通信活動の調整
- 二十、此の説明の第三章は日本の社会的心理的特徴を考慮に入れつつ前述の各要素に基礎をおく組織を提示している。

第三章

機構の形態と機能

二十一、附図第一は、日本の電気通信体系に最も適当と決定された機構を図表の形で示している。此の図表は、基本的な管理機関を示しているだけであつて、機構の細部に亘る場合は、各段階に於て責任遂行上主要管理機関の各附屬幹部機関の必要性を考慮に入れなければならないから右の図表を分り易くする爲め細部の表示は試みられていない。

二十二、業務又は企業を経営管理する機構を設定する場合、二つの要素を考えなければならない。

- (a) 一つの要素は、日常の仕事の細部の点に關して、共通又は、密接に關連した利害關係を有する諸幹部機関及び運営諸機関を設置することである。本論に於ては、此等の機関を統合することを「機能的な機関の統合」と呼び、これに關連して、一人の長の下に統合された幹部機関を「幹部機能機関」と呼ぶことにする。

(b) 第二の要素は、幹部機能機関が管理、監督、経営を行うために必要な管理機構の問題である。此の管理機構は、夫々特定の且つ明確な地域を責任とし、中央の本部に位置しない下部機関で構成される。

二十三、附図第一を見れば電気通信の運用活動に關する限り、それは機能上三つの機関即ち施設、運用及びサービスの三つに分けられることがわかる。

管理機構は本省、管理局、管理部、管理所及び現業局の夫々の段階に置かれる諸機能機関で構成される。このことが何故に提案されるのか、その理由及び提案された機構の実際の動き方は第三章の終りの方で詳細に論ずることとする。(附録第一参照)

二十四、電波規正、航空保安及び研究の各機関については触れていない。研究所は通信事業に欠くべからざるものであるが、事業の運営機能を直接担当しないから、第一部に於ては省略する。航空保

安局と電波規正機関については後で触れることにする。

註 研究所の説明を第一部から省略してあるが、この機関の重要欠くべからざる機能を等閑視する訳ではない。この組織と機能については第二部に於て完全に説明してある。第一部から省略したのは電氣通信を直接利用者へ提供することに因りて、研究所は運営者の性格を持つていないからである。

幹部機能機関

二十五、右に述べた様に電氣通信施設の管理、監督及び運用に關係のある諸活動は、三つの異つた機能機関に分けられる。此等の諸活動を分ける合理的な区分は、これ以外にわれない。此等の機関の特色は次の如きものである。

(a) 施設部門

施設部門はサービス提供に必要な施設の設計、建設及び保守を取扱ふ其の要員は技術的に訓練され、電氣通信施設の技術的、工事的な面に於て経験をもちた者でなければならぬ。此の部門は、施設、建設、保守、工務用資材及び關係援助機関の職員等の諸活動を含んでゐる。此の部門は公衆とは余り直接の關係はない。

(b) 業務運営部門

この部門は回線の接続、利用者との直接交渉或は料金徴収、利用し得るサービスの販賣等によつて、サービスを提供するために施設を利用する手続を取扱ふこの部門に属する人々は営業上の問題、例えば疏通上の処理、会計、販賣、調整、対公衆關係等の問題について訓練されなければならぬ。此の部門は全部が不断に且つ直接民衆と取引交渉（接触）する。従つて、この部門の人は民衆から好感を以て迎えられる様な性格をもつていなければならぬ。この部門はコンマーシャル・エンジニアリング、トラフィック・エンジニアリング・トラフィック・オペレーション等の活動を含んでゐる。

(c) 事務補助部門

この部門は全組織に共通する諸事項を取扱ふのである。その中最も大切な任務は計理（会計）及監査である。即ち如何なる事業体に於ても監査機能が資金を運用する部門の配下に置かれる様なことがあつては、良好な事業管理は出来ないものである。尙その補助部門は技術養成、学校の庶務管理、一般勞務問題等をも取扱うのである。

二十六、この本省段階の機構を見ると、直ちに色んな疑問が生じてくるかも知れない。一見して此の機構は頭ばかりが重くなつてゐる様に見える。然しこのことは、爲されなければならない仕事及びその仕事の大きさに注意深い考慮を拂うならばそうでないことがわかるであらう。兎に角附圖第一

の如き機構表が、よく役立つためには、基本機構の骨組みのみを示し、各下部段階が如何に量的に拡がつていくを示さないことである。附図第二は下部段階の廣がり示す、そこで機構に關して、恐らく起る疑問は次の様なものであり、夫々解答も附して置いた。

(a) 「日本では、次官は半恒久的な地位をもつており、普通は一省の運営の指揮者である。然るに何故に電氣通信総務長官の存在を必要とするか」

この問題については、非常に注意深く考へた、日本の電氣通信系統を再組織、拡張する仕事の量は、非常に大きいから、施設を管理運用する爲にはその全時間及び全精力を傾注することが出来る恒久的な最高の専門家が任命される必要がある。次官の爲さなければならぬ仕事の内容を分析してみると次官が、すべての運営上の責任を遂行し、同時に他の嚴密に行政的な地位に於て役立つと言ふことは不可能であることが分かる。次官が省外の機関と關係をとりつつ処理しなければならぬ企業に關する一般的問題や他の政治上の問題は、複雑多岐であるので、次官は、此等の活動に、その時間の全部をとられてしまふ。但し電氣通信総務長官やその補助機関が電氣通信の問題について、時々他の政府機関や會議に出席することを要求されないと云ふことではない。然し、此等の人達が出席することは行政活動の一部と言ふよりは、寧ろ事業管理の一部である。企業を管理する仕事は必要な且つ望ましい施設の改善が行はれるとすれば、來たるべき数年間は、

一週七日間、一日二十四時間制の仕事である。以上の條件の下に於ては、一人の次官は、その職務を遂行すると共に政務次官としても役立つことができると思はれる。尙後述の如く、航空保安局及電波規正機関は、電氣通信事業の運営と直接關係がなく、次官の直轄とするものである。これらの機関は重要な機能を有するものであり、且つ政府の電氣通信担当省に属すべきである。然し、その任務の特殊性に鑑み、電氣通信事業の総務長官の統制下に置くべきではない。この事だけでなくも次官と総務長官を別々の地位にすべき理由となる。

(b) 「郵便活動を除いた後、何故にデパートメントの段階が必要であるか」

現在の機構の根本的欠陥の一つは適當な幹部部門から成る機能機関を作ることによつて、ピラミット型に機能を管理することをしていないことである。その結果は、一人の長官の直下に、相互に獨立して仕事をしてゐる局、課長が非常に沢山あると言ふことになる。若し一人の人間がその責任を担当してゐる機構の分化の数が非常に多過ぎると言ふ場合には監督調整を行うことは、不可能である。此のことから生ずる一つの欠陥は、同等の地位にある数機関中の一つの機関に（普通には資金をコントロールする機関に）権限を委譲する傾向があることで、その結果不自然な管理統制になつて了ら、此のことは、若干の省に於て、総務局が他局に対して行使する權威によつて十分証明される。

デパートメントの段階が肯定される今一つの理由は、前に述べた如く適当な調整を確保するためには、共通の或は密接な利害関係を有する機能機関を単位として、諸活動を分割しなければならぬ必要性である。能率的且つ効果的に運営するためには三つの事柄が完遂されなければならぬ。即ち施設が建設され保守されなければならないこと、サービスが公衆に提供され支拂が受領されなければならないこと、資金が注意深く計算され適当に使用されなければならないこと、三つである。此等の三つの活動の間には、努力がサービス提供のために結合されなければならないと言ふ一般的使命の他には、共通のものは殆んどない。夫々異つた訓練問題をもつてゐる。又職員問題の性質も異つてゐるし、遂行される機能も異つてゐる。従つて共通の問題をもつてゐる所の下部機関が、目的を調整し單純化する爲めに共通の一人の長の下に置かれるべきであると主張することは、合理的ではなからうか。此の機能的統合を獲得するためにはデパートメントの段階が必要である。この統合によつて、各局の爲すべき仕事の大いさは少しも減ずることなく、又各機関の責任を軽減することもない。デパートメントの長の仕事は各機関をより効果的に利用することであり、斯の様にして機構の能率を増進することである。

(c) 「相対的に小さい補助機関(サービスグループ)が何故にデパートメントの段階になければならぬか」

この場合決定的要素は大いさではなくて責任である。此のデパートメントの経理局は日本全国に十の支局をもつてゐる大銀行の事業に匹敵する仕事をしてゐる。そればかりではなく、日本の最大の企業中の一つの企業の会計に關して検査をする責任をもつてゐると言ふことを忘れてはならない。確かに、此の様な責任と言ふものは指示したデパートメントの段階を肯定するものである。此の事は、このデパートメントが労務(日本に於て最も重要な要素)従業員の福祉厚生施設の管理、養成機関の庶務管理及び職員に關するその他の重要問題について、責任をもつてゐることを考へれば一層明瞭になる。

(d) 「政府の経費を節約するためにあらゆる努力が拂はれてゐるのに、何故に余分の最高段階の地位を提案するのか」

経営費を節約する方法に二つある。一つは地位を除去したり、又は計画されてゐる地位を設けないことによつて人件費を節約する方法である。第二の方法は利用出来る職員でより多く仕事ができる様に能率を改善することである。(附録第一は、その問題を詳細に説明してゐるから、よく研究されるべきである。)

第二の方法がこの場合妥当である。現在の電氣通信体系は今日の日本の経済的需要を充足するには不適當である。況んや將來附加される経済上の需要や國民の社会的需要に於ておやである。

人員の整理は今日に於ては現在の不十分なサービスをも制限し、復旧拡充を減少せしめる、従つて残された唯一の方法は能率の改善である。電氣通信の職員の現在の努力の生産性を一%増加するならば一六〇〇人以上の人によつて爲される結果と同じ仕事を得られると言ふ事が指摘されなければならぬ。

適当な管理監督段階を設けることによつて、もつと有効な結果が勤勞から得られると言ふことが期待される。このことはそれに應じて人員を増加することなく、更に多くのサービスを提供することが出来る結果になるのである。このことは、日本以外の國では四六個以上の電話機に一人の従業員と言ふ高い数字を示しているのに六・七個の電話機に約一人の割合になつてゐる日本に於ては絶対に必要である。

このことは勞働の酷使を予期するものではないと言ふことを強調しなければならぬ。それは現在の努力が一層有効になる様に努力を調整することを予期するものである。例えば今日電話機を不適當に修理すれば明日は又修理しなければならぬが、今日立派な修繕をすれば明日は修繕をしなくてもよいと言ふことを意味する。そこで立派な修繕は訓練資材及び適当な監督等が與へられるならば常に可能なものである。

(c) 「この總ては將來節約しようとしてゐるだけではないが、現在の國家財政の状況の下に於てど

うして附加的支出が認められるのか」

提案された附加的地位の費用は、總務長官の地位も含めて施設を運用保守する費用の一%の十分の一即ち全費用の千分の一にもならない事業は獨立採算できる様になることが望ましい。その爲には適当な機構をもたなければならぬ。今迄述べて來た様に此等の地位は健全な電氣通信機構に必要欠くべからざるものであり、そしてその費用は施設をもつと能率的に運用することによつて附加費用の数倍の利益によつて償はれて余りあるものとなる。

二十七、上述のことを考えると、提案された最高段階機構の配置が経済的にも組織的にも健全であると言ふことが十分に証明されたと思ふ。

管理機構

二十八、幹部機關の機能的組織を設定したので、その次には管理が行はれる管理機構を考える必要がある。

二十九、此の場合考えなければならぬ第一の要素は、組織の全般に通ずる統合及び調整の問題であつて、此等は適当な監督手段が準備されさえすれば確保し得るものである。困難は、多くの場合加入者によつて要求されるサービスが一局によつては與えられないで一個人の監督の下にない離れた局を結びつけなければならぬと言ふ事実から生ずる。若し二局だけならば解決は簡單である。一

人の監督者を任命すれば二つの局を適当に調整することを確保できる。併し問題は遂かに複雑である。サービスに対する要求を充足する爲には、一地方内、府縣、日本全國は謂ふ迄もなく全世界到る他の局を連結する必要がある。適当なサービスを興へる唯一の方法は全組織が一つとなつて動く様な機構を整備することである。

三十、第一次、第二次及び第三次市外交換局は前述の通りであるが、此等の局の設置は、組織統合の過程の一部分である。この統合は一つの局から始め、相互関連する数局を一つの監督機関の下の小さい地理的單位に集め、次に此等の地理的單位を又一つの監督機関の下のより大きい單位に集め、更らに此の過程を全組織の統合せられる迄行うことにより完成される。この統合は接続する施設の交換計画及回線計画と一致しなければならぬことは明らかである。

三十一、管理機構の組立は右の計画にはつきりと一致している、地理的考慮は、第二章に論ぜられてゐるが、第二章を基礎として、監督部局の單位は管理所、管理部、管理局及び本省段階として確立されることを提案する。前述した如く本省段階は全体の組織の調整に責任を有する。

三十二、此の組織の基本的地理的地取りが斯く決つたなら今度は、重複や無駄働きのない様に調整された機能を發揮するには如何にすべきかを考えることが必要である。個々のそして日常の運用行為の總てにわたつて一々命令指示しなければ運用行為を行はないとすれば、斯の様に拡大した機構を

通じて、業務を行つてゆくことは不可能であることは明らかである。幸いなことには、電氣通信は、こんなことが必要でない性質のものである。立派な電氣通信組織の枠は組織を通ずる運用の標準化である。此の故に組織の總ての正常な日々の活動は機構の最高段階に於て準備され、且つ組織の各部局で実行されるべき標準指令に従つて行れるのである。此等の指令即ち一般的指令は運用、保守、建設、工事計画、会計、監督の各分野に亘るものである。斯かる指令や政策事項は、全管理段階の通過を必要とし普通には最も重大なものであり、準備に相当な時間を要し長期間効力をもつものである。此等の場合の時間的要素即ち長時間効力があると言ふ。観点に立てば周知徹底に要する時間の損失は大した重要性をもたない。

三十三、管理機構の第一次的機能は良いサービスを提供するために必要な監督の手段を施すことである。そこで地方現業局は例外として、その他の管理監督と言ふものは、統計資料及び成果報告に基いて、行はれなければならないと言ふことを念頭に置いて、右の提案事項を検討して貰ひ度い。即ち地方部局及び小單位の機関から来る報告の編纂及び整理は大いに促進される。何故ならば資料が非常に沢山の單位機関によつて同時に進められ編纂されるからである。次ぎにそれらの資料は取纏められて次の段階に提出され、運用の効果を判定するに足る情報として總括されることになる。運用資料は地方現業局によつて編纂され毎日管理所に提出されなければならない。管理所は毎週此の

報告を、管理部のために取まとめる。管理部は一月毎に管理局に、管理局は四半期毎に本省へ報告する。此の仕事の全部は標準実施方法に従つて実行される。此等の実施については、中央管理機関によつて発せられた全組織の方針や指示を執行している訳であるから下部段階の部局は通常運用の事項を一々管理段階の正式経路を通じて伺ひを立てなくてもよい。従つて異つた段階にある同様の機能機関相互間の直接的な事務連絡方法を確立することが可能となる。組織の尤大な仕事の量が処理されるのはこの直接的な事務連絡方法を通じてである。此等のことは図表第一に点線で示されている。他の場合に於けると同じく、此等の事務連絡の範囲及び使用は標準指令及び実施法によつて詳細に規定されるのである。

三十四、以上述べたことを考えると廣範囲の現場機構を必要とする計画が事業の日常業務を迅速に而かも能率的に遂行する手段であることがわかる。斯の様な組織の形態は多くの点に於て廣範囲の地域に亘る多くの大公益会社の施設の形態と類似している。そしてこの形態の能率性及び効用性は世界各國に於て数回ならず立証されたことである。

三十五、機構の各段階に於ける責任を論ずる時には次の三つの基本的電気通信組織体の責任を考慮することが必要である。

(a) サービス提供の手段である施設の提供

(b) 加入者の在住する地域内に於ける接続交換の提供、これが業務の大部分を占める

(c) 加入者と加入者が在住していない他の地域との間の接続交換の提供

三十六、個々の加入者に対してサービスを提供する爲めには加入者の地域内に交換局を設けることが必要であり、これが加入者のサービスの源となる。この交換局或は中央局がサービス提供の基本単位となるのである。現業局の第一の且つ唯一の目的はサービスが加入者の一人によつて要求されようと、或は加入者に対して爲されようとサービスを提供することである。現業局は、本質的には顧客の要求するサービスを提供するために電気通信施設を利用する運用機関と、施設を運用し得る状態に維持する保守機関とから成立つてゐる。

此の段階に於ては、運用と保守の両方に責任を有する一人の監督者或は管理者を置くことは望ましくない。各機関は夫々同等の責任を有し且つ夫々の責任事項は余りにも異つた性質のものであるから、此等非常に遠う二つの分野を共通に監督し得る能力のある管理者を置くことは、不経済である。然しながら運用を受け持つ監督者と、設備即ち保守を受け持つ監督者とは事業業務の使命達成に協力する様訓練されなければならない。此の段階に於てのみ公衆に提供してゐるサービスを直接の個人的に監督することが出来るのである。

三十七、組織の次の段階は管理所と名付けられる監督機関である。此の機関は利害関係の共通な社会

を含んでいる地域内の諸現業局を管轄する。此の段階では運用と施設機関との間の完全な協力が管理所機構の内部に於てのみならず、管轄区域内の地方現業局の諸機関の間に於ても行はれることを確保する爲めに一人の長が置かれる。此の段階を設けることによつて運用と施設とが注意深く調整されなければならないと言ふ必要性に経済的に対処することとなる。管理所の地域の大きさは所内の各職員が自ら地域内の関係職員をよく知り、且つ緊密な協力を必要とする他の諸活動に従事する職員についても知り得る程度の大きさのものにすべきである。同時に管理所機関は区域内の現業局を一体化する責任を有し、その後で一の単位体として運営されてゆくことを確保する責任をもつてゐる。管理所の主要機能は現業局の場合と同様、サービスが正しく提供される様に運用されているかどうかを監督することにあると言ふことが強調される。但し此の場合個人的監督は現業局の各機関の長のみ及びぶものである。

三十八、管理機構の次の段階は管理部であつて、多くの場合、縣廳所在地に位置するものである。此の組織の分割は管理と監督の立場から望ましいだけでなく國家の行政区画に適應して組織上一つの本部機関を設ける爲にも必要である。管理部の責任は縣内に提供されるサービスが適当に統合せられ、調整されることにある。この組織はサービスの一般的監督の責任を有し、サービスの提供を直接監督する責任は少ない。然し監督の地域の大きさは管理部長が業務の状態と事情を知ることが

出来、且つ漸次管理所の主要職員を個人的に知り得る様になる程度に小さくなければならない。輸送上の條件や費用の点から、施設的设计及び拡充に関する必要な現場調査の仕事の大部分は此の組織によつて遂行されることが予定されている。又此処では通信疏通と業務運営營業に関する現地調査の仕事の大部分を遂行することも予定されている。その仕事に必要な訓練と智識を有する職員を各管理所に配属することは経済的ではない。一方上に述べた如く管理部が管轄する区域は、人件費の点から見ても現地調査と調査を経済的に行ひ得る程度の大きさである。

三十九、次に管理局機構が事業の基本的管理体系をなす。その機関は管轄地域内の各管理部相互間の仕事の調整を行うことは勿論、第一次交換区域内に於ける市外電話及電信の諸事項を特に統轄する。但し、その監督業務は、管理部の場合と同様、各下部段階を通じて行われるものである。又要求によつて管理部が提供する現地資料を管理局は、利用して建設、工事及實際運用に関する凡べての部面の建言書を創案準備するのである。又詳細なる見積及仕様書を準備し、施設の受領及び支拂の基本会計を維持し、事業の基本的、物品目録及び記録をも維持するものである。

四十、省機構は、只一般的管理、一般的計画及び最終的承認機能だけを果たすと言ふことが提案される。管理局の提案や勧告を調査しそれを全体的な計画に統合し、政策や一般計画を確立する（そのことによつて全体的組織が運用されるのである）ことが省機構の責任となる。此のグループの最も

重要な機能は資金消費に関する権限、部局の確立統制である。省は資金会計、保守実施、運用実施、工事計画実施等々を統御するが如き電気通信活動の各様相に亘る凡ゆる標準指令を発する。

四十一、前述の各項を分析すればその機構が如何なる方法で働くかが明らかに判る。計画された機構を見るとそれは、先づ小單位機關を設けてサービスの個人的監督を正しく行い、次に中間機構を通じてサービス努力を調整し現場情報や詳細な計画を準備し、更に此の組織の全体的調整を行うようにしてあることが判る。組織の此等の下部機關は管轄地域に対して経済的に此等の機能を実行し、尙且つ詳細な計画や組織の使命を遂行し得るように地理的に地域を割当てられたのである。

四十二、此の提案された機構計画は大量の人員轉換を必要としないし又各段階における大なる管理組織を打ちたてんと企てるものでもない。現在の機構の中で管理局の所在地及び縣廳所在地は既に大変化なくして今までに概述した責任を引受ける組織を有してゐる。又多くの場合管理所在地は現在の工事局所在地と同じである。しかし此等の各機關が他で行う努力を重複しないでその必要とする機能を成し遂げられるように各機關の責任を明細に記述することは必要である。

電波規整

四十三、図表には示されておられないけれど電波規整機關が無線規整の事項のみを取扱うように作られることが提案される。此の機關は次官の直轄にすべきである。その規整責任は電気通信事業の無線

施設の規整を包含するが故に、事業の管理の長の管轄下に置くべきではない。この考へ方は先きに第一章に言及された法律案に提案されたものと本質的には同じである。大体、現在の電波局の管轄から全運用機能を移しこれらを電気通信事業の適当なるグループに移譲することになつてゐる。電波局は要求された規整機能を果たすために一つの機關として再組織されることとなる。國際規定に従う事を確保し、且無線波長スペクトルの限定されたものの使用を最大の公衆の福祉になるようにするためにかかる一組織体を設けることについては、いかなる弁護も必要としない。それは世界中の國々において同様の方法で認められ処置されてゐる要求である。

航空保安

四十四、事業の施設技術機關の機能下にその責任を包含するよりはむしろ一つの別の局として航空保安局を保持することが計画されてゐる。このことは此の特殊のグループの特殊な活動の観点から望ましいと信ぜられてゐる。

結論

四十五、提案された線に沿つて電気通信活動の再編成はかなりの時間を要するといふことは強調されるべきであるが既に述べた如く大量の人員増加又は轉換を要するとは考えられない。但し多くの場合現存する組織の部局及び補助部局の調整を必要とし、又責任のはつきりした線と限界を確立する

ことを必要とする。一度実施せられれば被る恩恵の大であるということは此問題を検討した共同委員会の委員の信念である。一つには職員が夫々の専門的な資格の線に沿つて昇進しよつて学究的知識のみならず実際の経験をも管理段階へ持つて來れるように人々を進展させ訓練することを可能ならしめる組織を用意することとなる。又今までのべられた性質を有する組織は世界の他の國々におけるものと順当に比較出來るような通信系統を日本に齎らすと信ぜらる。尙サービスの需要に基いて提案された上述の組織案が確立されなければ斯の如きことは実現されえないということも更に強く信ぜられる。

W・L・ウーデル

第一 部

附録第一

業務簡素化の組織

- 一、本論に示された機構の目的とする処は電気通信事業の能率の向上にある。これは政府事業を簡素化せんとする日本政府の一般政策と符合する。しかしながらこの簡素化達成の方法については異つた意見もあり得るし又勸告案に示された勸告の因つて來つた考へ方についても疑問が起りうる。以下述べる説明は提案された機構が簡素化の目的を達成するものであることを証明するものである。
- 二、政府事業並に機構の簡素化の爲には機構のある段階を除くか、従業員を整理するか、或はその両方を行う必要があると國民は一般に思つてゐる。このことは簡素化の目的に役立つ他の方法について、問題を十分研究しなければ明にならないから、右の一般國民の考へ方になるのは無理のないことである。
- 三、現実に要求されることは行政費の節減と、政府事業を利用し又はそれに影響される凡ての公衆が容易に、迅速に、確実に、そして便利に、必要な行爲をとり得る様に、サービス利用の手續を簡易化することである。そのためには所謂繁文縟禮、無駄と重複とを除かなければならない。これらの

諸要素の除去は自動的に行政費を低減することとなり、もしもサービスの総量が一定してゐる場合は人員を節減することとなるであらう。

併しながら好ましい成果を得るのは適当な運営の管理と監督によつてのみ可能であるから、能率的な運営の点に於ては所要の監督を緩めることは、めつたに許されないのである。

四、さて常に拡張しつゝあり、終日サービスを提供してゐる電気通信事業について検討してみよう。

この場合運営費は総経費をもつて良否が判定されず、局舎当りの工事、保守及運用のための単價によつて判定される。即ち運用経費の低減は電話一個当りのサービス提供費の節減乃至は電報一通当りの取扱費の節減によつて決定される。

五、電気通信組織についての現実的な分析、検討を行うと次のことが明かである。

A 現在電気通信事業に従事している人員を整理することは、現在すでに十分でないサービスに致命的な影響を興えることなくしては不可能である。

B 併し乍ら、訓練と適当な監督によつては各従事員の能率は大に向上しそれに相当する人員の増加を伴わずに、又従事員各人の肉体的な負担を増すことなしに、サービスの拡張を図ることが可能である。

C これをなす爲には、適当な監督と、訓練とを可能にし、無駄と重複とが除去される様な機構が

確立されることが必要である。

D 若しこれが達成されるならば、公衆に提供されるサービスは大いに簡易化され、運営費は大に節減されることが出来る。これが「簡素化」計画のねらいである。

六、勧告書によつて地方官署が公衆に現実にサービスを直接提供する基礎であり、唯一の場所であることが指摘された。しからばこの段階に於いて簡素化と能率化が得られたとすれば何故に運営と監督の爲に斯くも多くの中間段階が必要とされるか、言い換えれば何故に機構構造に於て段階数と人員数を減せないか、と言ふ疑問が当然起り得るのである。

七、能率の向上をはかることによつてなされるべき「簡素化」の概念が、派遣当局の適切充分な監督と、いうことに基礎をおいていることを忘れてはならない。一旦自動的に動き始めたとしても、そのまゝ、それ自身の意思によつて永久運動の如く続けて動くことは期待出来ない。成果を維持する爲には絶えざる監督と管理が必要である。

八、調整されなければならない仕事を遂行する同一段階の二つ或はそれ以上の監督機関の上には管理と運営の爲の一段階があるということは適切な運営の爲の公理である。

更に一人の人間が調整するグループの数は少数にとどめて、その任務の遂行が肉体的にその人にとつて可能なものでなければならぬ。

一例として下水工事のため三つの工事組一即ち溝を堀る一組、パイプを敷設する一組と工事場にパイプを運搬する第三の組一が仕事をなす場合を考えて見よう。各組に監督者がいる。しかしその仕事は、良く協調し、又既定の計画に従つて遂行される爲には一人の上級監督者がいて、パイプの敷設作業が揃つた時に溝の準備が出来てゐることを確保し、更に必要な時にパイプが現場へ到着している様にしなければならぬ。又上級監督者に於て、この調整を確保する任務と同等に重要な責任は、三組の監督の各々が予め承認された計画に従つてその仕事を遂行することを確認することである。今仮りに同じ目的の爲に同時に二つのこの様な協同作業がなされるとするならば、各々は三人の監督と一人の上級監督者とを有し、更に前の場合と同様に更に上位の現場監督がいて、二つの個々の作業がうまく合体する様に監督する必要がある。

九、電氣通信組織の運営と監督も前述の例に似てゐるが、内容は、遙かに複雑である。これは、組織の大なること、運用の技術的性質そして事業サービスの特殊の性格のためである。

十、管理所、管理部及管理局の設置に關する施設の配置、地理的及びその他の要素については、本論に述べられて居る。同様に、機構のこれらの各段階の責任及び省(段階)の責任の相違については、可成り詳細に涉つて論ぜられてゐる。これらの説明から知られることは、各段階が下位の機構を監督する責任(上位監督者としての責任)とそれ以下の段階にはみられない責任(監督者としての責

任)とを有しているということである。従つて、各々は下位段階が、基本の業務方針と指令(工事組の例に於ける承認計画)に従つてゐることを確認する責任を有すると同時に、又其の組織の段階に直接適用する標準実施方法と指令とを遂行する責任を有する。さきにも述べた通り、これらの機能が営まれる地域の区画は、社会的、経済的及地理的條件並びに施設の配置條件に徴して合理的であると決定されてゐる。

十一、省について言えば、これは組織の全段階が指令に従つてゐることを確認する責任と、省自身の固有の機能を遂行する責任を有してゐる。

十二、機構のこの最高段階は、如何なる方法で誰の下に置かれるべきかと言へば、それは、以下の間をもつて答へるのが一番良い。即ち、運営基金を出し、その爲に、サービスが提供されてゐる國民が選出した代表者以外に誰も居らない訳ではなからうか。其の方法如何と言へば、運営の最高代表者は、電氣通信総務長官であり、其の責任は、該組織の管理についての最終責任であるから、次官を通じて彼は組織の結果を次官會議に報告し、又大臣を通じて内閣及び議會に報告する。これらの手段を通じて長官は彼の領袖(即ち國民)が事業運営について何を望み、何を望まないかを知ることになるのである。

十三、かくて、この組織は一般の企業制度に相当する。事業の運用と結果は機構の下から上に通じ、

上から下に通ずるようになってゐる。運用の結果は副社長（総務長官）によつて社長（次官）に提出され、社長はそれを政府事業担当の重役会議（次官会議）又は日本政府の重役会議（内閣）の一員たる大臣に回附する。

四二

十四、以上を慎重に検討してみれば、提案された運営の段階で合理的に除去出来るものがあるだろうか。あるとすればどの段階であるか。管理部が除かれたとしてみよう。その場合、この段階によつてなされるべき仕事を撤去して、組織の運営に支障を来さないことが出来るであらうか。

これに答える前に管理部の機能を検討しよう。この組織段階は四ツの仕事を行つて爲につくられてゐる。

- A 管理所長が実際に、サービスの成果に主眼をおいて事業を遂行する事を確保すること
- B 府縣が良い統一的なサービスを獲得出来る様に管理所相互間の調整を図ること
- C 政府のこの政治段階に対して事業を代表すること
- D 上位機関のために、現有施設と現地諸条件に関する知識を必要とする現場設計調査を遂行すること

十五、此等の機能が誰かによつて遂行せられねばならないことは明白なことである。これに包含せられた組織的経済的要素を考えるならば此等の機能は一つと雖も管理所に移すことは出来ない。この

ことからして、若し管理部が除かれるとしたら責任は管理局に移されなければならない。しかし管理局は此等の義務を管理部と同じように有効に且十分に達成しうるかと言へば、地理的且空間的要素のため、それは不可能である。若しも同じ試みが各段階になされるならば同じ答へが得られる。上述のことを考へれば次のことが判るのである。即ち管理監督の単位費用を減少し、公衆により満足なサービスを提供する結果となる能率増加を獲得せんがためには監督機関を減少するよりも拡張することが必要であると言ふことである。若しこのことが成されるならば「簡素化」計画の第一の目的は達成せられたことになる。

十六、監督機関をかく拡張するからといって多数の監督者の増加を要求することにはならない。一般的に言へばそれは仕事が調整せられてより効果的になるために現存する人によつて成し遂げられるべき機能についてその権限と責任とを正確に定義づけることだけを必要とするものである。

十七、概述せられた目的の達成は一晚中になされるわけにはゆかない。そのことの終極の達成は五、六万人もの専門的訓練や何千頁に及ぶ指令の準備や凡ゆる組織を構成する人の絶えざる職場訓練やある人爲的原因による心理的要素の最終的変更等を要するものである。しかし上述の考へ方に基いて電気通信系統業務運営を開始すれば正しい道に沿つて出発することになるのである。そしてたとえ進歩が見世物的に目覚ましいものでなくても、不変確実なものとなる。

十八、上述の事柄に鑑みて、茲に説明した機構に用いられ、又廣く産業機構に用いられているピラミ

四四

ッド型の組織機構の合理性を詳細に検討することはよりよいことである。

十九、建築的に見てピラミッドは凡ゆる建築物のうちで最も堅固なものである。石で作られたピラミッドは多数の石塊で出来ている。廣い基礎から始まり、だんだんと小さくなつてゆく層を次々と積んで頂上に一個の石をしっかりと支へ、外見も美しいばかりでなくあらゆる破壊力にたえる堅固な構築物となつてゐるのである。かくの如き構築物を作る上に犯してはならない一つの要求がある。それは、それが作られてゐる各層は小さくなつていかなくはならないが、下の層となつてゐる石をどれ程緊くに充分な大きさがなくてはならないといふことである。かくの如く頂上の石は楔石となる。その楔石が頂上で二三の石をしっかりと締めつけることによつて、層に層を通じて、全体の構築物をしめつけ、時間経過と破壊力に耐へ得る一つの構築物をなすのである。層はたつた一つと雖もオミットすることは出来ない。若し層が一つでもオミットされたら建築原理は犯されて出来上つた建築物はその目的を達成しなくなる。

二十、しかし建築学上の建物と業務上の組織との間にどんな類似性が存在しうるかが疑問になるかも知れない。その類似性は或は直ちに明白ではないかも知れないが、最初に想像されるよりも類似性は大きいにあるものである。

A 第一、石のピラミッドは比較的小さい單位即個々の石塊で作られている。そしてどの石塊も構築物の完全なる一部分となつてゐるから、独立した石塊でピラミッドの一部分になつていない場合よりも遙かに重要になつてゐるのである。又かくる石塊はその建築に使われた他の凡ての石塊にはつきりした相関性を有するからである。事業上の組織においては、此等の石塊は事業の小さな業務運営單位である。電気通信系統に於ては、それは地方現業局であつて電気通信系統の組織單位のうちでは最も数が多く又最も基本的なものである。それは組織的ピラミッドの土台を形成する。

B 第二、ピラミッド的構築物は外から見て美しいものである。業務に関する組織的構築物は勿論見てたのしいように準備されるのでないが、使用者にとつて快いサービスを遂行するために準備されるのである。

C 第三、ピラミッドは構造的に堅固であり、永久的であり、又がつちりと結合せられ束ねられ、運用せられなければならない。電気通信の場合には、その組織のたつた一つの單位と雖も他の單位と相互的に責任を有するが故に同じことが更に強く言われるわけである。此の相互的関連性を通じて一單位に影響を及ぼす要素はこの組織の各單位に影響を及ぼす。

二十一、立派な管理監督組織の原理はたとえ目に見えないものであつても、上に概述せられた非常によく目に見える建築的原理によつて立派に実証せられる。このことを更に少し探つてみよう。

二十二、建築に関するピラミッド原理に反する極端な例がある。

A 一つの極端な例は、多くの石塊からなる土台をおき次に、次々に層をおくと云う肝心な建築過程を鏡けずに直ちに上に而も此の土台の真中に楔石をおくことである。此の場合には建築物は出来ないうことになる。出来うる限りよい位置に楔石を置いても四個の他の石しかしつかり結びつけられない。土台にある残りの部分は單に、密接に接近してしかれた石塊の大群をなすにすぎない。

B 第二の極端な例は、上述のように土台を敷き、此の土台の上に直接楔石をおく代りに、まつすぐに石を一個づつ積み重ねて一つの柱を望む高さ迄作る事である。此の場合にはそれが結果におよんで一個の構築物となすこと以外、第一の例にあるあやまちを全部包蔵している。しかしその結果出来上つた物は、目をたのしませるものでもなければ、堅固でもないし又永久性のあるものでもない。又上に高くあげられた楔石を支えている柱はその構築物の全土台に何の効果も及ぼし得ないし、その土台は本質的には接近しておかれた石塊の大群にしかすぎないことになる。

二十三、勿論此等の二つの極端な例の間にはその原理について無数の犯そうと思えば犯せる度合のものがあるが、その極端な例の中間に存在するものが完全な構築物である。組織的に言えば、此等の極端な侵入例は次のものとなる。

A 最初の例では、一人の人が組織単位の凡ての詳細を把握しなければ知的に管理し得ない場合、その人に適切に監督しうる以上に組織的單位を負擔せしめてゐるか、若しくは廣汎に機能の異つた沢山の單位を負擔せしめてゐる事である。

B 第二の場合には一人の人に縦に延びた組織を負擔せしめても、最高の監督機能段階を廣い面積の土台、即業務運営を遂行してゐる沢山の單位と結合せしめるに充分な中間段階を何ら準備してゐない事である。

二十四、企業の管理監督組織に影響を及ぼす要素は多くの場合目に見えないものであるから完全といふことは漸近線的となり到達し得られないであろう。しかし管理の任務としては出来うる限り完全に近い組織を獲得すべきである。此の点に関する努力は触知しえないものであるから目で判断することは不可能であるが、結果として現はれる努力の成果によつて判断せられ得る。多くの場合、最終の成果目標は明白でない。然らば機構の有効性ということが決定せられる唯一の方法は、経済及公衆関係に於て、成果を如何程の費用で改善し得るかと言ふ点を検討することによる方法である。

二十五、提案せられた組織は、以上概論せられた原理に従うものである。概論せられた如く土台となる組織単位(右塊)は管理所によつて結合せられる現業局であり、管理所は次に管理部によつて結合せられる。管理部は管理局によつて結合せられる。そして全構築物は省段階の組織によつて単一の組織的体系となつて結合せられる。具体的なピラミッド的構築物は一度びその土台の大きさが決定せられると層の大きさはそれを構成する石の大きさによつて決定せられる。電気通信組織の場合には組織の段階即層は地理的、経済的、産業的、社会的要素によつて決定せられる。地理や経済や産業や社会に関する触知しえない要素を綜合して考えれば、石塊の寸法と同じくはつきりした境界と限度を持つものとなる。電気通信体系の魂即單位は数世紀にも亘つて逆行する歴史的要素によつて大さがすでに決定せられているから、そのまゝ利用されねばならない。提示された組織は現在これに關して明らかな要素を利用して、右の通り組織されているのである。

二十六、附圖第二は、右の方法を利用して、管理機能を電気通信機構の全系統に到達せしめる経路を示すものである。地方現業局から管理所に通ずる線は、言はば纖維であり管理所から管理部へ通ずる線は、これら纖維を糸にしたものであり、管理部から管理局へ通ずる線は、この糸で紐を作つたものであり、管理局から本省へ通ずる線は紐で作つた小繩であり、本省は、この小繩を纏つて、大繩を作る。茲に於てピラミッド型の管理監督機構はこの大繩を纏る製繩機なのである。

二十七、そこで、もしこの製繩過程が正しく均勢のとれたものでないと、繩は弱くなるか、又は充分しなやかなものとならなくなるから、何れの場合も目的の用途に適さなくなる。もし正しく均勢のとれた製法であれば、出来上つた電気通信の大繩は、充分強度と可撓性を持ち、均勢ある國家生活に必要な政治経済及社会の無数の要素を有効適切にしっかりと結び合せるものとなる。茲に提案せる電気通信機構は、これを目的として作られたものである。

次官と総務長官の機能の比較

- 一、本論に言及している如く、次官と電気通信総務長官とを設置するというこの基本的勧告に対しては、この二つの地位を必要とするか否かに関して疑問が生ずるといふことは予期せられるところである。このことが日本に於ける従前の慣行に徴して革新的なものであるから、次に述べるものはその機能（役割）をもつと十分に説明し且その地位の正当性を示すものである。
- 二、提案せられた組織は電気通信系統を管理するにふさわしい企業組織を準備する必要性に基くものである。電気通信系統の運用といふことは企業の運営を意味し而もこれは大企業である。このことからして提案された地位を、他の類似の企業体に見られる地位と比較対照して証明してみる。
- 三、多くの通常の企業体には、会社の社長と事業の運営を担当する取締役としての副社長とがある。もしその会社が一般管理下にある一群の会社の一つである場合は、以上の事は殆んど常に起こることである。
- 四、事業を運営する取締役副社長の任務はその名の示すが如くその会社を管理し運用してゆくことである。彼の全努力と時間は此の目的を成しとげるために使われる。副社長は業務運営事項を取扱う重役会に社長と一緒に又は一人で出席することもある。しかしどの場合にも出席の目的は彼の基礎的な責任に関係を有しななければならない事項、即ち事業の運営と管理の特定問題に関係してゐる事項のためである。

- 五、では社長は何をするかと言へば、どの大会社の運営を見ても、日々の事業運営とは直接関係を有しないところの組織に關聯した重要な責任を包含する夥しい義務がある。例えば取締役副社長は年度の財務的要求を決定し且つ社長及び重役会によつて承認せられた後は、業務遂行という彼の日々の仕事に戻つて行くが、その財務に必要な資金の準備のために社外の銀行や財務団体と取りきめをなすのが社長のつとめである。
- 六、社長は全国及び地方的労働問題を注目し、殊に彼の業務に影響を及ぼす要素に注意を拂つて副社長に知らせてやる。社長は業務に影響を及ぼす立法や政治的活動に關心を持ち、一般の産業的会合に出席し且つ關係事業に何等かの影響を及ぼすような全産業の産業上、財務上の動向を研究する。他方、副社長は善き管理原則に沿つて事業の運営方針を実施管理することに専念し、社長の取扱う外部的な要素の影響に應じて、その管理を調節する。
- 七、此の場合に社長である次官のつとめと事業運営の取締役副社長にあたる総務長官のつとめとの対照は右と殆んど同一のものである。實際的に電気通信系統の管理に考慮せられねばならない全外部の利害關係は他省、議会及び他の政府機関にあるのである。各省の次官は法律及び議会の意思に従

つて各省の運営を統率する重役会を構成するのである。

五二

八、斯くの如く次官(社長)は電気通信事業の管理の一般原則を決定する上に関係し且つ必要とせられる全外部的要素を電気通信組織の中えもたらし、依つて政府の現行政策に一致せしめるようにするのである。他方総務長官は次官が政府の他の機関に対して電気通信系統の一般利害関係を適当に代表しうるため、事業の運営に関する状況を次官に常に知らせておかねばならぬ。

九、上に述べたことは次官と総務長官との間の関係を取扱つたものである。然し、若しデパートメントが設置せられるならば、何故次官が此等組織の部門機関の長を統率することによつて同じ結果が得られないかという疑問が必ず起るであろう。そのことは当然の疑問である。しかしそのことについては、完全なる体系を得んがためには機能の異つたグループ間の完全なる総合調整が必要であるという、ことを考えなければならぬので、総務長官の任務は総合調整を確保することである。

十、本論に示すように行き届いた十分なるサービスを確保するためには、全体系が一つの単位として活動することが必要であり、全体系が一つの単位として活動するためには、この確保を唯一の任務とする一人の人が全体系の長となつておらなければならない。多数の統率者を持つた組織から単一行動をうることは可能でない。意見不一致の場合に適当な且つ公平な決定を保証するためには、変動する状況に完全に精通した誰か一人によつて決定されなければならない。一人の人間が組織に影響を及ぼすような外的な多くの利害関係に精通し、しかも知的な決定をなすに必要な業務の日々の事情を詳しく知つておることは期待出来ないことである。此の事實は外國のみならず日本内に於ても成功してゐる企業体に認められるところである。

三九

十一、上述したところを要約するならば、次官はその最初の任務として事業に影響する情報を組織の内部にもたらすこと及び次官が関聯する外部の会議に出席して、事業を適当に代表しえられるように内部から適切な情報を獲得する責任とを有することが判る。総務長官の任務は先づ事業の各機能機関の適切な総合調整を確保することであり、彼等に政府の政策を傳達して彼等の行う政府の政策の解釈を調整することであり、次には次官が外部の機関の前で適切に事業を代表しうるように情報を次官に提供することである。次官の第二の任務はその体系にとつて外部的であり、総務長官の任務は内部的である。一人の人間では何人と雖も、此の二つの仕事を同時に適切に成し遂げることには出来ない。これは過去において試みられたところであるが、結果はどうであつたらうか。業務の赤字、貧弱なサービス、高料金、サービスを制限する資金管理、他の望ましくない要素をもたらしているが、これらは個人のあやまちではなく、組織が適切な管理をなすに適當でないからである。

十二、以上は、次官が前述した日常の行政的任務に加えて航空保安局や電波規整機関にも責任があるという事実はまだ言及していない。航空保安局や電波規整機関の仕事は既述の理由により電気通信

五三

54
総務長官の管轄にすべきものでない。此等二つの機関の重い責任（そのいずれの組織も非常に重要な仕事を遂行するものであるが）に鑑みて、尙更電氣通信事業の運営機能の直接遂行に關聯しない仕事だけで次官の全時間を専用するに充分であり又電氣通信系統の適切な運営的管理を遂行するのに時間もあまるものでないという点を決定的に示すものである。

附録第三

電氣通信サービスに影響を及ぼす財政的要素

- 一、前言中に於て又此の勧告書の他のところで述べられたように、現在の電氣通信系統は勧告書に概述した需要に應じ得るサービスを提供していない。サービスの不十分な点を改善するためには組織上の要素とは別に他の重要な要素も考慮しなければならぬ。適当な組織は現有施設を最大限に利用するために必要であるが、運営を如何に能率的にしても、施設が充分なければ、事業の使命を達成することは出来ないのである。
- 二、このことは最も重要な問題——即ち長期計画——を意味する。いかなる公益企業に於ても電氣通信におけるほど将来計画が重要な企業はない。このことは一ヶ所に於ける經濟状況の変化若くは需要の変化は一國家全体にちらばつた各地点に影響を及ぼすかもしれないといふ事実によるものである。幸ひ將來のかなりの期間亘つて正確に予言することを可能ならしめる予測の方法を完成する事が出来る。しかし若しも必要とせられる場所と時間に必要施設を經濟的に充分な数量だけ施し得るやうに財務的建設的計画を確立しなければ、右の予測も大した價値のないものになつてしまふ。
- 三、電氣通信施設も多くの事業施設と同じく若し初めに不經濟的な規模のものや数量が設置せられると經濟的に回収することも出来ないし又他の場所で經濟的に使用することも出来ないのである。年

々かかるに施設に設備を附け加えることもまた極端に不経済なことである。このことから、施設が若し或る初期の需要に対して設置せられる場合には五、六年の需要増加に対して初めから準備しておくことが多くの場合、重要なことである。同様に、建物の大部分を局内施設を收容するやうに設計せられねばならない場合は、建物に將來の需要増加のためにかなりの余裕面積を準備してはならない。何故なら電氣通信局内施設に関する限り機器の僅かな増加を幾々繰返す事は可能であるが、建物はその度毎に増築することは経済的に見て不健全だからである。このことからして一年毎の期間に基いて電氣通信系統を正しく計画することは不可能である。

四、従つて電氣通信系統を組織的且つ経済的に運営擴張するためには計画は少くとも五年先きを見越して作られ、且つその計画を組織的に実行し得ることを保証するために、資金が確定的に約束される必要がある。計画通りにやつてゆけないと多くの場合定められた期間中に準備せられるべき施設を予期して既に設置されている施設を不経済的に使用して、損失を生ずるために現在の予算を節約することよりも、もつと大きい損失を生ずる結果となる。

五、次に屢々尋ねられる質問は、即ち経済的に緊迫した時代に資本的支出をしても即時の收獲が資本投下に比べてほんの僅かな割合でしかない場合にその資金の準備をいかにして政府はなしうるかということである。電氣通信にとつてその答は至極簡單である。次に述べてある要素は寧ろ日本政府

が現在かゝる資金を準備しないことはかえつて、損になると言うことを示すものである。

六、電氣通信系統が國家にとつてどの程度重要なものであるかはサービスに対する公衆の需要によつて判定することが出来る。日本において、電氣通信料金は個人の平均収入に比べて極度に高いものである。しかし加入者が此等の高い月々の料金を拂うばかりでなくサービスをj得るために政府に三万六千円の公債を前貸してもよいと言ふ程のサービス需要があるのである。そしてある場合には電路権を得るためにプロッカーにそれ以上の金額を拂わんとしているのである。これが実状である許りでなく、この逆境下における需要は電氣通信系統の應需力を凌駕し、この應需力の不足は政府及び電氣通信系統の両者が適切にサービスの重要性と公衆の需要に合せて施設計画をはかることに失敗していることに原因するのである。料金の高いために此の顯著な需要は、殆んど全部大産業から來ていて、以下概述する如くその需要に應じえないことは經濟復興に逆効果を及ぼすことになる。

更にこの不利な料金及資金状況下で、サービスが得られなければならない事は國家復興に最も重要な要素である多数の小産業に電氣通信サービスを否定してしまふことになる。従つて表面には、現はれなく、又容易には測定出来ないが産業むきのサービスに対する潜在的需要が存在するわけである。更に國民の政治的、社会的生活に於て重要な要素である住宅用、個人用サービスに対するもつと大きな潜在的な需要がある。

七、次の質問もまた屢々尋ねられるところであるが、その答はまた第五節に提起せられた点に答えるに役立つ訳である。それは使用しうるほんの限られた資金しかないのに何故電気通信が資金割当の点で特別に考慮されなければならぬかと言ふ疑問である。日本に於ける需要が示すような電気通信の要求を考慮するならばいかなる事業と雖も電気通信事業ほど一定の資本投下に対し收穫を出すものはない。次のことは、このことを事実ならしめる二、三の要素である。

A 設備の追加のための支出は、需要地に正確に一致する地点に於て、爲される事が、事業の性質上可能であり、施設は何千の地域に拡げて、直ちに利益及福祉を、もたらすことが出来るものである。

B 電気通信を利用することによつてこそ、他のもつと支出を要する事業や産業的施設を最大限に使用することが出来、又凡ゆる材料資材を適確に取扱ふことによつて、損失遅延を防ぎうるのである。

C 上述Aで興えられた使命を遂行しうる電気通信施設の一業務運用に対する単價は産業生産のいかなる他の業務運用單位に比較しても、極めて廉價である。例えば一電話に対する全施設投下資本は市外施設に対する加入者当りの平均額を含めて現在約六万円である。一回電話をかけることによつて、船舶の積荷をおろす時間を僅かばかり節約しても、又は船の取扱に不必要に失われる

時間を節約しても、それはサービスの料金に等しい金額を節約するばかりでなく電話施設に対する全投資に等しい金額を國民の産業的努力から節約してやるであらう。同様に腐敗しやすい食品を輸送するときに数時間が無駄にされるのを防ぐ電話は四、五年分の電話料金にも等しい金銭的損失となるのを救うのみでなく現在の経済的狀態にあつては金銭の損失よりも重大な腐敗を救つてくれる。此等の例は極端な場合であるが、併しそれ程でなくとも之等は一日何回となく繰返えされている。現在日本において遂行されつゝあるが如き経済復興の時代に架設運用せられる電話はどれも産業的努力に寄與する点で眞に金の價値がある。

D 電気通信施設の増加のための生産材料と機器は、比較的小量の原料でよいが、それを製造するために比較的大量の労力を必要とする（これは原料不足、労働力過剰の國家には非常に重要な要素である）。

E 完全な施設が一度据え付けられる時には施設に対する投下資本に比較して高度の労働力を要求するのみならず、確實に労働力の雇傭を提供する。

F 此等の今迄に述べられた如く使命を遂行するために廣地域に隔つた地点を結びつけるために必要な施設を準備する原價は他事業や施設に比べて低廉である。

八、以上のことは他の公益事業や産業的要求の重要性を軽んぜんとする意図を有するものではない。

資金割当が考慮せられるときに、電気通信に適當した日向の場所を興えんことを訴えているのである。例えば一万の電話を施設する価格は短い長さの鉄道や公道を建設する費用よりは大ではない。そんな長さの鉄道や公道は通常の状態では建設される公共体の中にあつてさへ實際的價值あるものとなるには不十分であろう。何れも長距離に亘つてひろがる同様の施設に結びつけられる迄は大なる價值には到達しないであろう。他方一万の電話は沢山の公共体に亘つてならば、多くの異つた位地に据え付けられることが出来る。どの個々の電話機も、それが据えつけられる時から生産活動を初める。そして國家の産業努力から得られる効果を改良するために興えられた援助によつて、使用の初年度中に何倍以上もの費用を節約するであろう。

九、此の論文の他の部分で網羅されたように國家の産業的、経済的、社会的計画に一致する健全なる電気通信政策を確立せんとする問題は詳細なる研究課題とせられるべきである。そして凡ゆる要素は注意深く十分に綿密に考慮せられるべきである。電気通信系統によつて提供せられる目に見えない効果程には全体的な経済福祉に大きな重要性を有しないが、電気通信系統よりも、もつとよく目に見える効果を示す所の他の要素に興えられると同じような公平な保護が電気通信系統に興えられないとするならば、日本は新しい発展を十分に達成することは出来ない。

十、以上の議論は関係ある社会的要素の記述を故意に省いた。そしてわざと測定しうる経済的要素に

限定せられる。前言に概述せられた如くに、眞の公衆的電気通信系統の民主的社会的影響に関する要素を考慮するならば、此の公衆サービスに適當なる保護を加える重大なる責任と言ふものが更に強く強調される。

日本電氣通信組織に関する若干の事實

一、此の附録は、電氣通信の技術的な運用面に詳しくない人々のために、わかり易い言葉を用いて日本電氣通信組織に関する若干の統計及び其の他の事實を示している。此等の統計及び其の事實、電氣通信の複雑性を示すものはない。

- (1) 日本の電信、電話及び無線回線を延長すれば（対外通信を含まない）総計四、三一六、〇六九 軒となる。これは地球を赤道の所で略々一一〇周するのに十分な長さである。
- (2) 総計二、八八〇、〇一五本の電信及び電話の電柱が架空ケーブルや裸線を支える爲めに必要である。
- (一) 此等の電柱の先と先を接ぐと、東京からサンフランシスコを経由してニューヨークに達する一つの橋が出来て、尚沢山の電柱が余る。
- (二) 又、此等電柱を使う、架空線を一列にすれば、地球を赤道の所で二周して尚、東京からシヤトルまでの有線を引くのに十分である。
- (3) 現在、日本には約一、二五〇、〇〇〇個の電話機がある。若し此等の電話機が皆十二噸貨車に積載されるとすれば一九二〇台の貨車が必要となる。これは電話機だけを積んで、略々四〇列車

の貨物積載量になる。

- (4) 宅内電話機と屋外電話線の末端とを接続するために必要な、ゴム線は、若しそれを接ぎ合わせるならば地球を赤道の所で約一周する。
- (5) 日本では常に、毎日電話で約千五百万通話度数がある。各通話が三分間行われる（控え目に見て）と仮定すればその会話の量は一人の人間が一日二十四時間、一週間七日話して八十六年間余かゝるものである。
- (6) 電信については、毎日約二一〇、〇〇〇通の電報の受信、発信及配達が行われている。電報一 通当り二十字（住所も含めて）と仮定すれば、毎日取扱われる文字の数は、中程度の図書館にある全部の書物の中にある文字の総計に相当するものである。
- (7) 日本が現在左記の諸外国と連絡する対外無線電信回線をもっていることが一般に知られているであろうか。

- ① 合衆國、サンフランシスコ
- ② フイリッピン、マニラ
- ③ 蘭領東印度、パタビヤ
- ④ スイス、ジュネバ

- ⑤ スエーデン、ストックホルム
- ⑥ ロシヤ、モスクワ
- ⑦ フランス、パリ
- ⑧ 印度、コロンボ
- ⑨ 中国、香港

右に述べた場所にある諸外國の電氣通信機関との対外連絡網を通じて、通信は世界中到る処へ届けられる。

(8) 日本と合衆國との間には三つの無線電話連絡がある。これを通じて次の諸外國と連絡出来る。

- ① 北米の六ヶ國
- ② 中部アメリカの六ヶ國
- ③ 南米の一ヶ國
- ④ 西印度の二ヶ國
- ⑤ ヨーロッパの六ヶ國

(9) 日本と米合衆國との間の電氣通信だけによつて、日本政府が合衆國から毎年約三十万弗の金を受けている事が知られているであろうか。(此等の弗は、食糧や日本再建に必要な他の輸入品の

支拂に充当されている)

(10) 上に述べた様な有線施設以外に、通信省は、日本の内部に、更其他のサービスを提供する爲めに百十二の無線局を運用している。

二、電氣通信組織の範囲と活動とは、斯くの如くであるが、一般人に理解出来る様な言葉で此等の諸業務が提供されるために技術的な面を説明するとすれば、次の如くである。

三、實際、上に述べたサービスを提供する爲めに行われる各種の操作は殆どすべて、電力の極めて微細な量を取扱うものである。その爲めに、電氣エネルギーの微細量を測定する特別な方法を確立することが必要とされている。

四、普通電力を測定する単位はワットと言われる。電流の単位は、アンペアであり、電圧の単位は、ボルトである。一ワットは一アムペアと一ボルトの積に等しい。中程度の大きさの部屋に一〇〇ワットの電球で丁度適当な光りを與へるが、これは一〇〇ボルトの電圧で約一アムペアの電流を必要とする。

五、此等の一般に用いられる電力の測定単位は、以下述べる様な理由によつて、電氣通信で使用するには大き過ぎて不適當である。電氣技術の分野に於ける通信技術は機械分野に於ける時計の製作に喩えられる。電氣通信技術者を電氣技術者の一般觀念に比較すれば、丁度時計の製作者を列車の

製造に従事する機械工に比較すると同じ様なことである。

六六

六、この事を理解するには、電力測定単位として、商業上一般に用いられている単位に関する第四項の説明を引用して、以下説明する所の電気通信に於て用いられる単位と比較すれば、分かる事である。電気通信に於ては、電力測定の単位は普通一ワットの千分の一即ち一ミリワット、一アムペアの千分の一即ち、一ミリアムペア、一ボルトの千分の一即ち一ミリボルトである。多くの場合、此等の量は、更らに千分されて、即ち普通の電力測定単位の百万分の一で測られる。

七、此等の電気量は殆んど想像もつかない程極めて少ないのである。一電気通信回線当りの電力が普通の電気通信の測定標準である千分の一ワットである場合、この電気通信回線から一〇〇ワットの普通の明るい電燈をつけるためには、十萬回線を必要とする。この一〇〇ワットの電燈をつけるのに必要なエネルギーは、東京全都の電話の数を同時に働かせなければ同程度のエネルギーに匹敵しない。

八、然し、何故此の様なことが必要であり、何故取扱ひの困難な電力を必要としない様に、もつと大きな単位を利用しようとするかと言え、電話組織の目的は人の聲を一地点から他の地点へ、わかる様な形で送ることであるからである。即ちその爲には起動力として人声が始まることが必要である。もしも手を口から十種の所に置いて、普通の調子で話して見れば、手の上に、どれ位の

の圧力を及ぼすか。口で推しかられた空気を感ずるかも知れないが、手をそのまゝ支えるのに、余分の筋肉の努力は必要としない。実際は空気の圧力が話す度に口で作る音響に應じて変化するのである。此等の変化を認めることが出来る唯一の器官は耳である。電話機は此等と同じ気圧の変化を認める様に工夫されたものであつて、若し、それが認めることが出来なければ、電話組織と言ふものは、存在し得ない。従つて電話は極小に近い人聲の基本的な圧力源に基いて作られなければならない。電話は、口から、話を通じて起る所の空気の圧力の変化を、送話点から受話点へ送られる電気エネルギーに変えなければならない。又受話点に到達しても、仕事は終らない。送話点に於いて電気的に変化した音響は再び電気的変化から音響に戻されて、送話点に於けるものと同じ性質の音に直さなければならない。これより、もつと、複雑なものを考えることが出来るであらう。電話機は人間の耳よりも、より多くの機能を果している。即ち到達し得る距離が非常に限られてゐる人声と電気エネルギーに変えることによつて、それを遠方に伝え、更に、その電気エネルギーを送話地点から非常に離れた所にある人間の耳が聴くことが出来る様に、受話点に於て、再び音に変えることが出来るのである。

九、以上論ぜられた問題は、それ自身難かしい問題であるが、さて、今度此の問題に、百万人以上の電話加入者の中の誰か一人が話す極めて弱い音声を、國內の何処かの地点に居る他の電話加入者

六七

に通ずるよう電氣的な交換方式を設ける必要性を加えて見れば、問題が一層複雑化することは明らかである。

六八

一〇、人が電話を使用する時に起る若干の事柄を調べてみよう。

a 第一に、電話それ自体は人間の耳か口に等しい。人がそれを使う時には二三の簡単な操作を行い、それによつて電氣通信施設を通じて空間的に離れた他の地点に、声を送り、同時に接続された先方で話されることを聞くことが出来る。

b 使用者のなす操作は簡単であるが、この簡単な操作を行う時、電氣通信施設の内部では、何が起るかと言へば、一例として都市の地域内に十の電話交換局があると仮定すれば、この十局の中夫々の局が他の局に接続される爲には四十五種の異なる局間の回線の組合が必要である。若し交換局の数が増えるならば、必要な局間線の組合せが比例的に増えないで局の増加率よりも、もつと大きな割合で増える。即ち上の例で言えば十の交換局は四十五種の局間連絡を必要とするが、二十の交換局になれば一塵百九十種の連絡路を必要とする。

c 次ぎに、問題を、もつと複雑にするのは、各交換局が一万本の加入回線を收容し得るものであり、此等の加入回線の各々は、同じ局の他の九千九百九十九本の加入回線のどれにでも接続し得る必要がある、更に他の九つの交換局の夫々一万回線のどれにでも接続されなければならないの

である。此の場合に於ける可能な回線接続数は余りにも多過ぎて此処に引用してみても本論の目的には無駄である。

d 以上は比較的簡単な実例である。例えば東京だけで約四十の交換局があつて、其等の間に接続が行われなければならないばかりでなく、日本全国の他の数千に達する局への接続も言う迄もな

e 自動交換方式をもつてゐる東京の様な都会に於ては二人の電話使用者の間に、通路路を撰択する複雑な過程は、多数の所謂「リレー」として知られてゐる。電氣的作用の小さな開閉器によつて行われる。普通の通話は此等のリレーが約二〇〇個正しい順序で動作しなければならぬ。リレーは通話しようと思ふ人が、受話機を取り上げるか否や動き始め、ダイヤルの動きにつれて、受けとる所の指示に従つて動く。リレーは非常に早く動くので、ダイヤルの操作が終つた時には、想像もつかぬ沢山の接続線中から希望される線を探し求め、通話者の望む電話に接続する特定の線に、つないでしよう。しかも若しこの線が既に話中である場合には、通話者に、そのことを知らせる爲に、信号が送られ、若し、話中でなければ、ベルが自動的に鳴つて、相手方を呼び出す様になつてゐる。相手方が、それに応答すると、ベルは鳴り止んで、送話者と、その相手方が接続される。会話が終ると、受話機を再び元の処へ掛けることによつて、両者は切り離され、装

六九

置は二本の線への次の通話を可能ならしめる準備状態に戻る。此の過程の間はダイヤルを動かす使用者及び受話機を取上げる相手方以外には人間が操作を行わないのである。一つの電話接続をする爲に利用される機械作用の複雑さ、微妙さを真に理解している人は僅かしかないと言ふことは確かである。子供でも出来る二三の極めて簡単な操作を行うことによつて、電話サービスを利用する人は、以上述べた総ての過程を、行わしめるものであると言ふことを、記憶すべきである。

七〇

f さて、以上の様な電話施設が一旦据え付けられたら、機械が働く爲には別に手助けしてやらなくともよいように思われるかも知れない。しかし、斯くの如き機械の動作は前述の如く、極めて微妙な電氣的機械的作用を要し、しかも各作用が遠隔な多数の場所で同時に起ることを要するのである。この何百万という無数の設備単位を適切な動作状態に保守維持する仕事は、電氣通信の技術者及び運用業務の従業員の任務であつて、この目的を達成するには各従業員は最も高級な科学技術者でなければならぬ。

一一、電信の問題は、電話とは幾分異なるものであるが、複雑さと言う点では殆ど同じである。
一二、以上論ぜられた事實は、近代電氣通信に於ては、初歩的な問題に過ぎない。上の例では、接続する爲に一对の実線が用いられている。然し、日本には、六、十二、或はそれ以上の会話を併せて

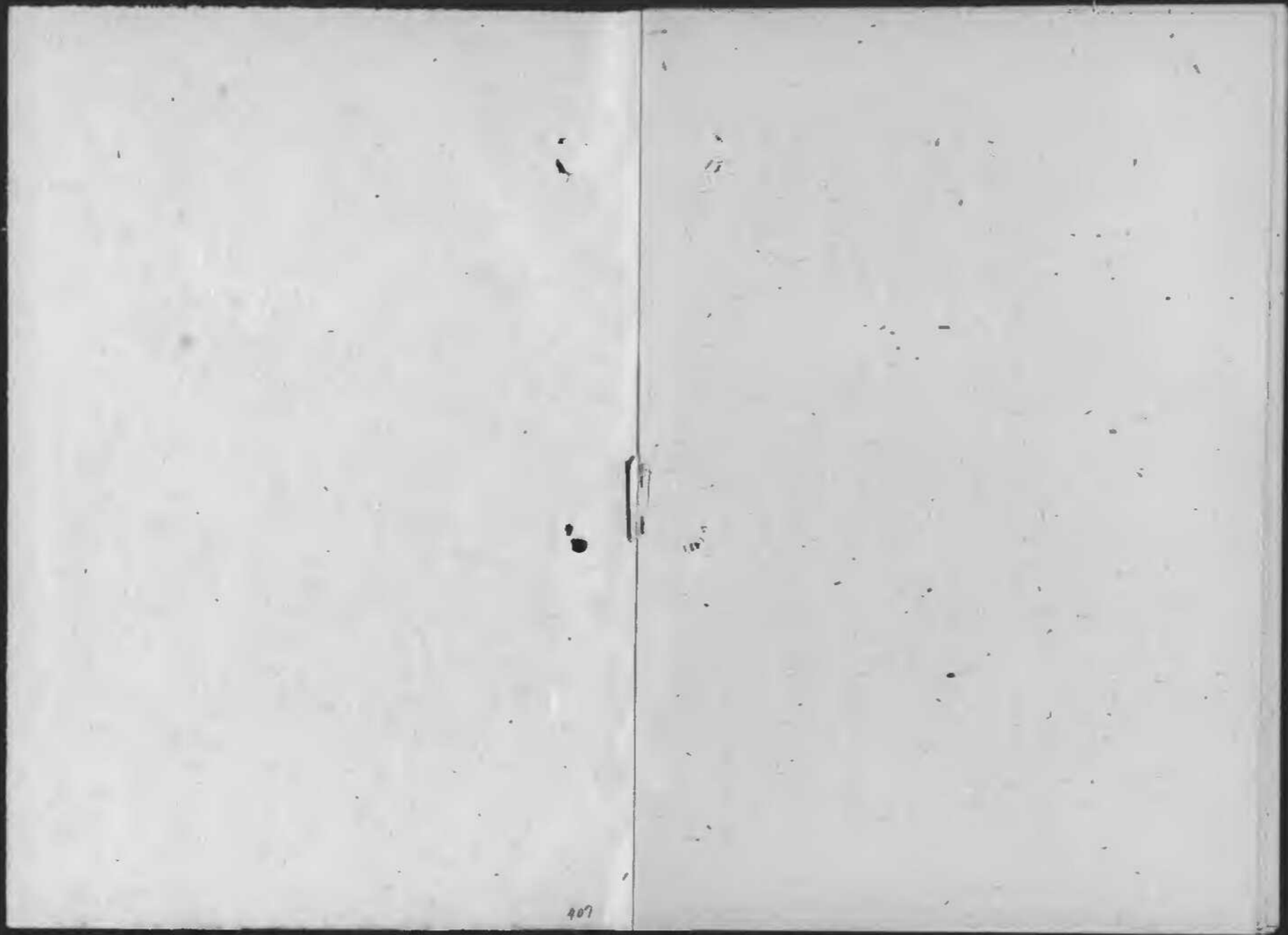
406

同時に一对の実線の上を送ることが出来る方法が用いられていて、此の場合、他の会話が、他の会話に影響を及ぼさないうで、適当な二人の間に行われる様に、此の混合を振り分けることが出来る末端装置がある。又電信方式ではこの中の一つの通話路を利用して十二の別々の電信の通信路を設け十二の別々の電報を送る方法もある。

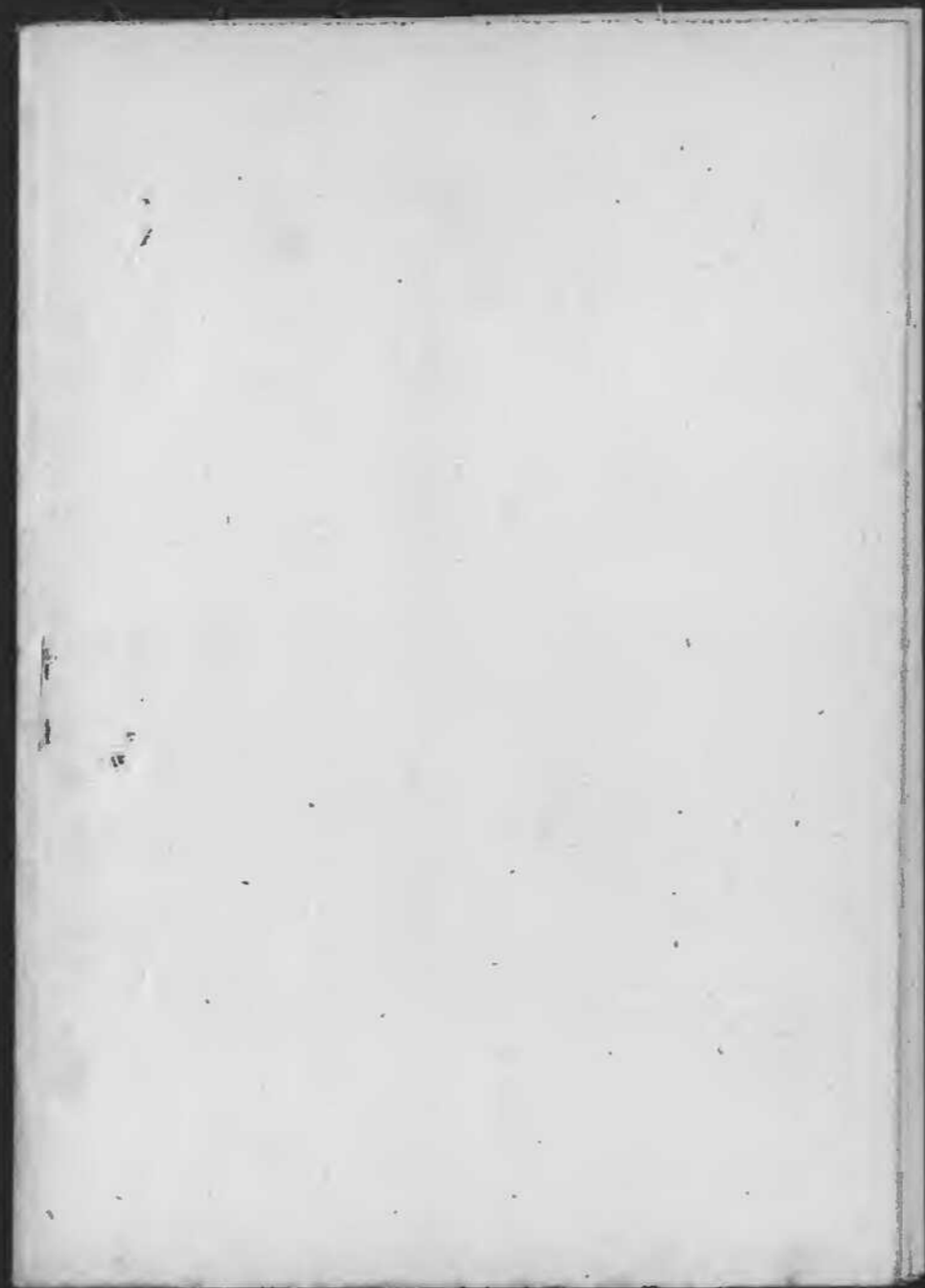
以上で、此の説明は終るが、本論に於ては、日本と世界各國とを接続する無線の電話或は電信回線の装置、電氣通信回線上の二点間を写真が電送される写真電送又は模写電送、その他幾つかの事項についてまで、言及することはしなかつたが、それは、その運用を説明しようとしても、余りにも複雑すぎて、此の様な説明の中では、合理的に説明することが出来ないからである。

一三、以上全く長々と述べて来たが、後半分は、電氣通信の初歩的な部分を述べているだけに過ぎない。此の事實を考えるならば、斯の如き組織は、他の機構には見出されない問題をもつており、且つ、その運用上の要請を決定する時には、注意深い考察を加えなければならないことが明らかである。

七一



407



昭和二十三年十一月

郵政省設置法案
電氣通信省設置法案
參考資料

遞
信
省

目次

逓信省官制.....	一
簡易保険局官制.....	七
逓信局官制.....	九
電氣通信研究所官制.....	一三
逓信官署官制.....	一五
逓信省官制第十二條ノ規定ニ依ル事務所ニシテ貯金局ノ事務ヲ分掌スルモノ、簡易保険局ノ支局、普通逓信講習所及無線電信講習所ノ長ノ監督ニ関スル件.....	一九
逓信部内臨時職員設置制.....	二一
逓信省所管官制別定員調.....	二三
逓信官署教調.....	二四
逓信官署定員調.....	二五
郵便、貯金、保險施設等罹災及び復旧状況調.....	二六
電氣通信施設罹災及び復旧状況調.....	二七

郵便引受物数調	二八
電報取扱通数調	二九
電話通話取扱数調	二九
爲替貯金関係業務取扱数調	三〇
イ、内國郵便爲替	三〇
ロ、郵便貯金	三〇
ハ、郵便振替貯金	三一
ニ、年金恩給の支給	三一
ホ、各歳歳入金歳出金の受拂	三一
簡易生命保険取扱数調	三一
郵便年金取扱数調	三一
昭和二十三年度通信事業特別会計予算概要(損益勘定)	三三
昭和二十二年度通信事業特別会計予算事業別收支状況	三四

通 信 省 官 制 (昭和二十一年
勅令第三百四十三号)

第一條 通信大臣は、郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帯する業務並びに航空保安に関する事務を管理し、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、所管行政の考査一般に関する事務を掌る。

第三條 通信省に左の八局を置く。

- 総務局
- 労務局
- 郵務局
- 電務局
- 工務局
- 電波局
- 貯金局

資材局

第四條 総務局においては、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の連絡調整に関する事。
- 二 予算、決算並びに会計及びその監査に関する事。
- 三 従業員の養成に関する事。
- 四 所管行政に関する統計に関する事。

第四條の二 労務局においては、左の事務を掌る。

- 一 従業員の労働関係に関する事。
- 二 従業員の給與及び勤務條件に関する事。
- 三 従業員の厚生に関する事。

第五條 郵務局においては、郵便及びこれに附帯する業務に関する事務を掌る。

第六條 電務局においては、電気通信及びこれに附帯する業務に関する事務を掌る。

第七條 工務局においては、電気通信施設の建設及び保存に関する事務を掌る。

第八條 電波局においては、左の事務を掌る。

- 一 電波統制に関する事。
- 二 電波技術に関する事。
- 三 標準電波並びに標準電波施設の建設及び保存に関する事。
- 四 公衆通信に関するもの以外の無線電気通信及びこれに附帯する業務に関する事。
- 五 航空保安に関する事。

第九條 貯金局においては、左の事務を掌る。

- 一 郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帯する業務に関する事。
- 二 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事。

第十條 資材局においては、物品に関する事務を掌る。

第十一條 國有財産及び營繕に関する事務を掌らせるため、通信省に營繕部を置く。

第十二條 通信大臣は、必要と認める地に事務所を置いて、通信省の事務を分掌させることができる。

第十三條 通信省に左の職員を置く。

電氣通信監

營繕部長

通信事務官又は通信技官

専任八人

通信事務官

専任一人

専任三百七十一人

専任八千二百二十一人

通信技官

専任十三人

専任五百四十七人

専任二千四百四十六人

前項の職員の外、通信省に通信手を置く。三級官の待遇とする。

一級

一級

二級

三級

一級

二級

三級

四

第十三條の二 電氣通信監は、一級の通信事務官又は通信技官を以て、これに充てる。通信大臣の命を承けて、電務局及び工務局において掌る事務を監督し、並びに他の局部において掌る電氣通信に関する事務の連絡調整に関する事項を掌理する。

第十四條 營繕部長は、一級の通信技官を以て、これに充てる。通信大臣の命を承けて、部務を掌理する。

第十五條 通信手は、上官の指導を承けて、事務又は技術に従事する。

第十三條第二項及び前項に規定するものの外、通信手に関する規程は、通信大臣がこれを定める。

五

簡易保険局官制

(昭和二十二年
勅令第百四十四号)

第一條 簡易保険局は、通信大臣の管理に属し、簡易生命保険及び郵便年金並びにこれらに附帯する業務に関する事務を掌る。

第二條 通信大臣は、必要と認める地に簡易保険局の支局を置いて、簡易保険局の事務を分掌させることができる。

第三條 簡易保険局に左の職員を置く。

局長

通信事務官

専任一人

一級

専任六十二人

二級

専任三千四百一人

三級

通信技官

専任二十九人

二級

專任六十一人

三級

八

第四條 局長は、一級の通信事務官を以て、これに充てる。通信大臣の命を受けて、局務を掌理する。

通信局官制

(大正十三年
勅令第二百七十二号)

第一條 通信局ハ通信大臣ノ管理ニ属シ郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及此等ノ附帯業務ノ管理ニ関スル事務ヲ掌ル

第二條 通信局ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

鉄道郵便、船舶郵便、船舶無線電信、船舶無線電話其ノ他二以上ノ通信局ノ管轄区域ニ属シ又ハ何レノ通信局ノ管轄区域ニモ属セサル事務ノ管轄ハ通信大臣之ヲ定ム

第三條 削除

第四條 通信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

通信事務官

專任八人

一級

專任四百二十一人

二級

九

專任五千十人

三級

通信技官

專任一人

一級

專任四百三十四人

二級

專任二千二十六人

三級

前項ノ職員ノ外通信局ニ通信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ通信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 各局所ノ定員ハ通信大臣之ヲ定ム

第六條 局長ハ通信大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理シ其ノ管轄内ノ通信官署ヲ監督ス

第七條 通信手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務又ハ技術ニ従事ス

第四條第二項及前項ニ規定スルモノノ外通信手ニ關スル規程ハ通信大臣之ヲ定ム

(別表)

通信局名称、位置及管轄区域表

名称	位置	管轄区域
東京通信局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣
長野通信局	長野市	長野縣 新潟縣
名古屋通信局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣
金沢通信局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
大阪通信局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
廣島通信局	廣島市	廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣
松山通信局	松山市	愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣
熊本通信局	熊本市	熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣
仙台通信局	仙台市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
札幌通信局	札幌市	北海道

電氣通信研究所官制

(大正二十七年
勅令第二百十九号)

第一條 電氣通信研究所ハ通信大臣ノ管理ニ属シ電氣通信ノ試験及研究ニ関スル事項ヲ掌ル

電氣通信研究所ハ前項ノ規定ニ依ル事務ニ妨ナキ限り一般ノ需要ニ應ジ電氣通信研究所ニ於ケル試験研究ノ結果製造
シ得ルニ至リタル物品ニシテ民間ニ於テ之ガ製造困難ナルモノノ製造ヲ爲スコトヲ得

第二條 電氣通信研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

通信技官

專任三人

一級

專任百十一人

二級

專任三百八十九人

三級

通信事務官

專任七人

二級

專任八十九人

三級

一四

所長ハ一級ノ通信技官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ通信大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 電氣通信研究所ニ參與十人以上ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ通信大臣ノ申出ニ依リ關係各廳ノ一級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコ

トヲ妨グズ

第五條 通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電氣通信研究所ノ支所、出張所又ハ觀測所ヲ置キ電氣通信研究所ノ事務ヲ分掌セ

シムルコトヲ得

前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第百五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

通信官署官制

(大正二十三年
勅令第二百七十三号)

第一條 通信官署ハ通信大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金並ニ其ノ附帶業務ノ現業事務ヲ掌ル

第二條 通信官署ハ郵便局、電信局、電話局及電氣通信工事局トス

第三條 郵便局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ現業事務ヲ、電信局ハ電信ノ現業事務ヲ、電話局ハ電話ノ現業事務ヲ、電氣通信工事局ハ電氣通信施設ノ建設及保存ノ工事ヲ掌ル

郵便局ハ電氣通信ノ現業事務ヲ、電信局ハ電話ノ現業事務ヲ兼掌スルコトヲ得

第四條 通信大臣ハ郵便局ヲ指定シ区域ヲ定メテ郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金並ニ其ノ附帶業務ニ關スル通信局ノ管理事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第五條 郵便局、電信局、電話局及電氣通信工事局ノ名称、位置及事務取扱ノ範圍ハ通信大臣之ヲ定ム

第六條 削除

第七條 通信官署ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

通信事務官

專任四百九十二人

專任九万五千七百二十九人

通信技官

專任三百八十三人

專任一万四百八十一人

特定郵便局長

前項ノ職員ノ外通信官署ニ通信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

第八條 各局所ノ定員ハ通信大臣之ヲ定ム

第九條 特定郵便局長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第十條 郵便局長ハ二級又ハ三級ノ通信事務官ヲ以テ之ニ充ツ但シ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ

電信局長及電話局長ハ二級又ハ三級ノ通信事務官ヲ以テ之ニ充ツ但シ電話局長ハ二級又ハ三級ノ通信技官ヲ以テ之ニ

充ツルコトヲ得

電氣通信工事局長ハ二級又ハ三級ノ通信技官ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 通信手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ハ技術ニ従事ス

第七條第二項及前項ニ規定スルモノノ外通信手ニ關スル規程ハ通信大臣之ヲ定ム

逋信省官制第十二條ノ規定ニ依ル事務所ニシテ貯金局ノ
事務ヲ分掌スルモノ、簡易保險局ノ支局、普通逋信講習
所及無線逋信講習所ノ長ノ監督ニ関スル件

(昭和二十二年
勅令第四百三十二号)

当分ノ内逋信大臣ハ逋信局長ヲシテ其ノ管轄区域内ノ逋信省官制第十二條ノ規定ニ依ル事務所ニシテ貯金局ノ事務ヲ分
掌スルモノ、簡易保險局ノ支局、普通逋信講習所及無線逋信講習所(逋信大臣ノ指定スルモノヲ除ク)ノ長ヲ監督セシ
ムルコトヲ得

逓信部内臨時職員設置制

(昭和二十二年
勅令第九十六号)

第一條 臨時物資需給調整法に基き、逓信省所管の産業又は物資の需要部門に対する指定生産資材の割当事務に従事させるため、逓信省に左の職員を増置する。

逓信事務官

専任三人

二級

専任六人

三級

逓信技官

専任二人

二級

専任三人

三級

第二條 臨時物資需給調整法に基き、逓信省所管の産業又は物資の需要部門に対する指定生産資材の割当事務に従事させるため、逓信局に左の職員を増置する。

逓信事務官

専任八人
 専任三十七人
 通信技官
 専任二人
 専任九人

二級
 三級
 二級
 三級

一一一

通信省所管官制別定員調

区別	一級官		二級官		三級官		特別官 局長	雇員	その他	計
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官				
逓信省	九	一三	三七四	五四九	八一七	二、四四九		四〇、九三五	四九八	五三、九五四
簡易保険局	一	三	六三	三九	三、四二二	六一		三、六〇三	八二	七、三三八
電氣通信研究所		一	七	一一	八九	五八九		一、五七〇	二九	二、一九八
通信局	八	一	四三九	四三六	五、〇三七	二、〇三三		一四、二八三	一、六七七	二二、九〇六
通信官署			四九三	三八三	九五、七一九	一〇、四八二	一三、六七	二五三、一九九	二、四四三	三五五、三四三
計	一八	一七	一、三三〇	一、二八八	二二、三八三	一五、四一五	一三、六七	二九二、五八九	四、七三八	四四一、六三九

一一三

通信官署数調

昭和二十二年度末現在

区別	郵便局			電信局	電話局	電氣通信 工務局	計
	普通局	特定局	計				
東京通信局	133	2,245	2,378	1	1	1	2,381
長野通信局	25	822	847	1	4	1	857
名古屋通信局	60	1,352	1,412	2	7	6	1,427
金沢通信局	23	539	562	4	9	3	578
大阪通信局	96	1,774	1,870	6	13	10	1,899
広島通信局	50	1,437	1,487	10	5	10	1,512
松山通信局	24	772	796	4	4	5	809
熊本通信局	73	1,873	1,946	1	11	2	1,960
仙台通信局	43	1,599	1,642	4	4	8	1,657
札幌通信局	35	993	1,028	5	4	11	1,048
計	560	13,388	13,948	56	73	86	14,119

註 一、郵便局の内電信取扱局 一、一、三四九局
 二、郵便局及び電信局の内電話取扱局 一、三、〇三五局

通信官署定員調

区別	二級官			三級官			郵便局長	職員	その他	計
	事務官	技官	官	事務官	技官	官				
共通事業	293	10	17,487	13,617	17,487	17,487	17,487	841	49,971	
郵便事業	804	10	16,852	54,011	54,011	54,011	54,011	—	211,485	
電信事業	55	—	13,823	10,820	13,823	13,823	13,823	13,823	47,472	
電話事業	60	7	11,551	4,774	11,551	11,551	11,551	1,350	25,676	
電信電話施設	33	26	2,143	9,644	3,334	3,334	3,334	108	13,521	
為替貯金事業	6	—	2,131	—	2,131	2,131	2,131	—	4,262	
保険年金事業	5	—	13,591	—	13,591	13,591	13,591	—	27,182	
計	992	53	55,729	10,481	136,617	136,617	136,617	11,441	505,980	

郵便、貯金、保険施設等罹災及び復旧状況調

二六

区別	戦災前の施設等	空襲被害	被害率(%)	復旧	復旧率(%)	備考
郵便局局舎	一四、一三局	一、四二一局	一〇・二	七〇局	四九・二	
貯金支局局舎	二八局	一七局	六〇・七	六局	二一・四	
保険支局局舎	五局	一局	二〇・〇	一局	一〇〇・〇	
鉄道郵便車	七五〇輛	五六輛	七・五	一五輛	二六・八	
郵便専用自動車	一、一七輛	五九五輛	五〇・七	二七輛	二・三	
郵便用自轉車	推定 一、一〇〇,〇〇〇個	推定 一、二〇〇,〇〇〇個	一〇〇・〇	推定 一、一〇〇,〇〇〇個	一〇〇・〇	
貯金原簿	一八、六五〇,〇〇〇枚	五、七五〇,〇〇〇枚	三〇・五	二八、六六〇,〇〇〇枚	一五五・四	
証券原簿	一五、三三〇,〇〇〇枚	〇、一三六,〇〇〇枚	一四・九	一四四、〇〇〇枚	六八・〇	
当籤調査票	一四、七六〇,〇〇〇枚	一四、七六〇,〇〇〇枚	一〇〇・〇	一四〇,〇〇〇枚	九五・七	
振替貯金口座票	七、七〇〇,〇〇〇枚	二、三、五〇〇枚	二九・八	九六、六〇〇枚	四三・二	
保険申込書	八、九〇〇,〇〇〇枚	六、五七〇,〇〇〇枚	七四・四	六、五七一,〇〇〇枚	一〇〇・〇	

電氣通信施設罹災及び復旧状況調

二七

区別	戦災前の施設	空襲被害	被害率(%)	復旧	復旧率(%)	備考
電信局局舎	三三局	一三局	三九	四局	三三	
電話局局舎	一九局	五局	二六	三局	四二	郵便局電話課を含む
電氣通信工事局局舎	四八局	一四局	二九	二局	八六	
電信回線	二、一七七回線	一、六〇三回線	七三	一、四九六回線	六九	
市外電話回線	一七、〇四四回線	五、〇〇五回線	二九	二、四〇三回線	一四	
加入電話	一、〇八二、五二七名	四、九八八名	四三	二、七、五八名	三九	復旧数は戦災及び職員休 止に對する合計、復旧率は は戦災及職員休止加入五 八二、四五八名に對する 割合である。
公衆電話	五、一四八所	四、三三所	八四	現在數 七四所	一四	
電信機械	五、八七五台	九四三台	一六	七、〇三六台	一〇〇	
市内電話線路	三、七、五五九杆	二、〇、七六九杆	一	三、〇、三三九杆	八〇	
市内電話線路	二、六七、〇六七杆	四、三、六三杆	一六	二、五、二八八杆	九六	
市外電話線路	四、二八、九三九杆	八、三三九杆	三	四、五〇、七九九杆	一〇〇	裸線のみ

二七

郵便引受物数調

二八

昭和二十二年度

種類別	物数	普通通常					特殊通常		普通小包	特殊小包	合計
		第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	普通速達	保險留			
第一種	八五、六七、五二										
第二種	九七、三四、五九										
第三種	三六、九八、三五										
第四種	一一、九八、九三										
第五種	一、八〇、五八										
普通通常計	一、二六八、八八、八〇六										
特殊通常計	七三、五〇、三五										
普通小包	二、二九、〇八九										
特殊小包	七七、〇三、五三八										
合計	一、五二、七六、二、八四一										
保險留	八、二七、七六〇										
保險留計	二六、六〇、〇六八										
合計	五、二二八										
合計	三六、六五、三九六										
合計	二、四四五、四七五、七二四										

電報取扱通数調

昭和二十二年度

區別	内國電報	外國電報	計	信著		中計
				有	無	
有、料	六、九八、八九七	三〇、七、二七	六七、五九三、〇四			
無、料	七、九八、八二六	六五、八三三	八、〇八一、六七九			
有、料	六七、五三〇、三三六	三三三、二八三	六七、七五五、五二八			
無、料	一一、〇八九、一五三	六四、八〇七	一一、一五三、九六〇			
合計	一四九、六四五、七〇〇	五六一、一六三	一五〇、一四一、九三三			
合計	三〇、三六、八八三	一、一七九、四三三	三〇、五〇六、三一三			

電話通話取扱数調

昭和二十二年度

區別	市内通話	市外通話	國際通話	計
發信度数	三、一九、七、〇、六三五	一八三、三九、八二八	三九、八七九	三、三七五、〇、四、三八八

二九

為替貯金関係業務取扱数量調

イ、内國郵便為替

昭和二十二年 度

三〇

種 類 別	振		拂	
	口 数	金 額	口 数	金 額
通常為替	一、九八八、六〇五	六、一七五、六六、〇五	二、〇一七、四七	六、五七三、八四、五〇
電信為替	一、三三三、三九〇	二、九五七、七八、七六	一、二九九、二八	二、七五三、一六五、四三
小為替	七、八七七、七五九	一九、四五四、七九、七二	三七、八〇、三三	一、八八〇、五〇九、〇〇
外地			八、四四	二、三六、一七
計	四二、一〇一、六五四	二八、五六八、〇九、〇八	四一、一五七、八二〇	二八、三三、七四、〇六

ロ、郵便貯金

区 別	口 数	金 額
預入	七七、九六四、九四四	五、二四三、三三、八五七
拂戻	八八、四三三、〇四六	五、六三三、一七、三七五
年度末現在高	一八五、三九六、三三〇	五、五五三、五〇五、二六

ハ、郵便振替貯金

区 別	受 入		拂 出	
	口 座 振 替	現 金 拂 込	口 座 振 替	現 金 拂 込
計	四二六、八五〇	一三、九〇六、七三〇	四一七、二七九	一三、五九三、三三〇
その他	三〇七、二九六	一〇、五三三、三三、一八一	三〇七、二九六	一〇、五三三、三三、一八一
計	一四、六三〇、八七九	一、六八、四四一、〇四九	一四、六三〇、八七九	一、六八、四四一、〇四九
口座振替	四一七、二七九	一三、五九三、三三、一八一	四一七、二七九	一三、五九三、三三、一八一
現金拂込	三、六四四、七五三	二、八八〇、九七五、二三三	三、六四四、七五三	二、八八〇、九七五、二三三
その他	一六、二五五、九三三	九、六三三、九六六、四五五	一六、二五五、九三三	九、六三三、九六六、四五五
計	二〇、一八七、九四五	七、三三三、一〇六、六五八	二〇、一八七、九四五	七、三三三、一〇六、六五八
年度末現在高	八〇一、三三九	一、一四九、四八二、六七三		

ニ、年金恩給の支給

区 別	口 数	金 額
拂渡高	六三二、二七五	一、五四、四六四、六八三

ホ、各歳歳入金歳出金の受拂

区別	口数	金額
歳入金	一九、四〇、七二	五二、八六八、四〇、八七一
歳出金	一、一五、九三六	五、五五三、八六四、三八二

簡易生命保険取扱数量調

昭和二十二年

区別	件数	保険金額
新契約	五、四九七、五七七	二、〇七六、三四八、七五六
消滅契約	四、〇七七、三五五	一、四八九、六六四、六七〇
年度末現在高	八九、五三二、一六五	四、五、一〇〇、四二八、〇〇六

郵便年金取扱数量調

昭和二十二年

区別	件数	年金額
新契約	一九、二七四	一三、八三〇、一八七
消滅契約	三六、〇五〇	一四、三三三、八〇三
年度末現在高	一、九三〇、四八六	四、〇、八〇八、八二三

昭和二十二年通信事業特別会計予算概要 (損益勘定)

収支比較	入	出
一、事業収入	二八、五〇〇、七一九	三四、五三三、七七四
A、基本収入	二七、三七七、九九七	一八、九〇〇、八三九
B、郵便収入	六、五九四、〇〇〇	一〇、一三三、九三〇
C、電信収入	五、三三八、〇三七	二、八六六、七二六
D、電報収入	一五、五五九、七二八	二、〇〇八、〇一〇
E、貯蓄収入	九六、二二八	三三、三三三
F、その他	一、一三三、七三三	八、〇〇三
二、他会計より受入	七、一〇八、三六六	一、一三三、七三三
三、総係費分担額	四、四一、八五三	七、〇一八、三六六
四、行政費の受入	四、四九、八〇五	四、四一、八五三
計	三六、〇一〇、七七一	四一、九八五、九九二
△	五、五五五、二五〇	

昭和二十二年通信事業特別会計予算事業別收支状況

(損益勘定、補正第六号まで)

事業別	収入	支出	差引過不足
郵便	二、五三、一六八	四、八八、四三三	△ 二、三六一、二六五
電信	一、二八六、八六九	三、三六八、二六六	△ 二、〇八一、三九七
電報	五、七〇、〇〇一	五、六五三、〇九二	△ 八八、〇〇〇
爲替貯金	二、五六三、一五三	二、五九五、二六七	△ 三二、一一四
保險年金	二、〇〇〇、六三五	二、〇〇〇、六三五	〇
計	一三、一九三、八六六	一八、五五五、五三三	△ 五、三六一、六六七

